# 第四次 北中城村地域福祉計画

~ 地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく ~



平成29年3月 北中城村

#### 第四次北中城村地域福祉計画の策定にあたって

我が国は、少子化、人口減少と相まって急速な高齢化により超高齢社会を迎えており、将来にわたって持続可能な社会保障制度の構築が急務となっております。

また、経済格差による貧困、虐待や高齢者を狙った特殊詐欺などが社会問題となっており、これまで以上に住



民同士のつながりを深め、支え合いによる互助の体制づくりがより一層必要と なっております。

本村においても、高齢化は進行し、都市化による一時的な人口の増加が予想されるものの将来人口減少に転じるものと見込まれており、地域における支え合いや、その担い手を拡げる新たな地域福祉が求められております。

こうした社会的背景のもと、住民のみなさんが共に支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるむら北中城の実現を目指して「第四次北中城村地域福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念「地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく」の実現に向け、より一層、地域福祉施策を推進してまいりますので、村民の皆様におかれましても、本計画へのご理解とご協力に加えまして、地域の支え合いの基盤づくりに向けた「担い手」としてできるところから参画していただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました北中城村地域福祉計画策定委員会委員をはじめ、地域ワークショップやアンケート調査に貴重なご意見をお寄せいただいた皆様方、そして村社会福祉協議会など関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29 (2017) 年3月 北中城村長 新 垣 邦 男

### 目 次

I. 1	<b>まじめに</b>
1.	計画の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅱ. 絲	総論
1.	第三次計画における主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	第四次計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	<b>計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>

### Ⅲ. 各論

1.	<b>地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実・・・・・・・ 2</b> (1)情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
2.	地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり · · · · · · · · · · 2 (1)地域を支える人・組織づくり · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
3.	地域で安心して暮らせる基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4.	地域福祉推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	SC 31
参考	資料	
1.	北中城村の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	3
2.	住民ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・5	2
3.	関係団体への意向調査····································	C
4.	第四次地域福祉計画策定の体制・・・・・・・・・・・ 8	2
5.	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	6

## I. はじめに

1. 計画の枠組み・・・・・・・・・ 1

#### I. はじめに

#### 1. 計画の枠組み

#### (1)計画の背景と基本的な考え方

#### 1)計画策定の背景

#### ①家庭や地域社会の変容

これまでは、多世代・多人数で構成されているのが一般的な家族であり、近所づきあいや地域行事への参加、さまざまな場面における助け合いなど、日常的に住民間のつながりがみられるのが一般的な地域社会でした。しかしながら、他地域からの転入者の増加、物質的な豊かさや価値観の変化、家族形態の多様化等に伴い、家庭の養育力等の低下、地域の相互扶助機能の弱体化が進んでいます。

このように地域社会等が変容していく中で、北中城村においても少子超高齢社会や人口減少社会の到来が予測されています。さらに、非正規雇用や生活困窮者、社会から孤立する高齢者の増加など、多方面に渡って社会問題が深刻さを増しています。

#### ②北中城村の地域福祉活動への期待

社会全体として地域社会の扶助機能が低下している中で、一人暮らし高齢者や障がい者等の要援護者を支援する活動を通じて、相互扶助機能を維持・向上させているケースもみられます。本村においては、地域と連携した支え合いの活動として、一人暮らし高齢者等の友愛訪問事業や地域のボランティアによる「生き生きふれあい会・お茶のみサロン」、介護予防事業への有償ボランティアの参加等が行われ、近年では避難行動要支援者の支援体制の構築に向けた取り組みを行っている自治会もみられます。

これからも、住民が地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域住民の主体的な活動を軸に、行政、社会福祉協議会、NPO等の連携による支え合いの仕組みを充実するなど、地域福祉活動をすすめていくことが期待されています。

#### ③各種法制度を踏まえた計画見直しへの対応

国においては、平成 14 年に市町村地域福祉計画の策定指針を示し、市町村での計画づくりを促進してきました。その後、時代の要請に応じ、適宜内容の充実(避難行動等要支援者支援や生活困窮者自立支援等の位置づけ)を求めてきたところとなっています。

直近においては、「地域福祉関係事業については、生活困窮者自立支援法に基づく、 各事業と目的や内容が一部重複し得ることから、(中略)新法の枠組みを活用して推 進していくことが効果的・効率的である。(中略)例えば、地域福祉のコーディネー ターの配置等については、新法事業を有効に活用するなど、従来の地域福祉の推進 体制について必要な見直しを検討して頂くことが重要である。」(厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議資料(平成 27 年3月)より)としています。このため、国の考え方も考慮に入れながら、計画の見直しをすすめていくことが求められています。

#### 2) 地域福祉推進の基本的な考え方

近年の社会的背景等を踏まえ、国においては平成 12 年に社会福祉事業法を改正 し、新たな法律となる社会福祉法を制定し、地域福祉の推進を位置づけました。

#### 《社会福祉法》

#### 第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を 行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- ー 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、地域福祉の推進にあたっては、次の点を大切にしていく必要があるとしています。

- ①住民参加(住民の主体的な参加による計画策定及び福祉の推進)
- ②共に生きる社会づくり(地域住民相互の連携による支え合い)
- ③男女共同参画(男女共同参画の視点での地域福祉の推進)
- ④福祉文化の創造(地域特性に応じた地域独自の福祉の推進)

#### (2)計画策定の目的

保健・福祉を取り巻く状況は、健康、介護、障がい者支援、子育て支援等がより重要な課題となり、きめ細かな施策の展開が求められる状況となっています。そうした中で、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進していく観点より、これまでの個別計画を地域の視点で横断的に取りまとめていくことも必要となっています。

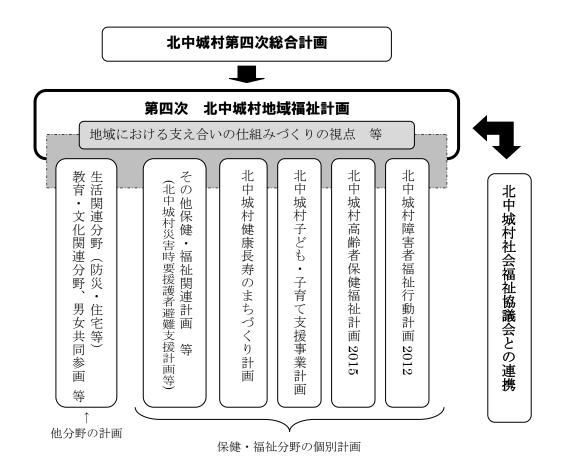
北中城村においては、平成 23 年4月に「地域の絆を活かし 結いの心で支える きたなかぐすく」の理念のもと、「地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実」、「地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり」、「地域福祉推進体制の強化」を基本目標に「第三次北中城村地域福祉計画」の策定を行っています。この間、計画に位置づけた福祉基盤の充実や村民等の育成に関して、従来からの取り組みを推進するとともに、避難行動要支援者の支援体制整備や村内各地での子育てサロンや生き生きふれあい会の拡充、コミュニティソーシャルワーク機能の明確化など、支え合う地域の実現に向けた取り組みを行ってきました。今後においても、村民との協働のもと、より一層の地域福祉の推進を図り、各種取り組みを充実させていく必要があります。

このため、アンケート等により村民の福祉意識を再確認するとともに、第三次計画の 点検評価を行いつつ、第三次計画期間中の国や県等の動向も考慮に入れるなど、この間 の計画課題を整理し、それらを踏まえ、地域主体で支え合うむらの充実に向け、第四次 北中城村地域福祉計画を策定しました。

#### (3)計画の位置づけ

第四次北中城村地域福祉計画は、北中城村の最上位計画である北中城村第四次総合計画のもと、本村の各種保健・福祉分野の上位計画として位置づけるものであり、地域福祉を総合的に推進するための柱となる計画です。

また、各種保健・福祉分野の個別計画とは地域における支え合いの仕組みづくりの視点等で共通する部分があります。



#### (4)計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度を初年度とし平成 34 年度を目標年度とする6年間\*の計画とします。また、必要に応じて見直しを行うこととします。

※国の指針では、地域福祉計画の計画期間は概ね5年とされていますが、本村の他の福祉関連 計画との調整を図るために本計画は6年間で設定します。

### ◆参考:関連計画の計画期間

年度計画名	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
北中城村地域福祉計画			第四次 H29~3				次期計画 H35~
高齢者保健福祉計画	現計画 H27~ 29年度	 	次期計画 H30~32年度			次々期計画 133~35年度	
子ども・子育て支援事業計画	ŀ	現計画 127~31年度			次期 H32~3		
障害者福祉行動計画	現計画 H24~ 29年度			次期 H30~3			
障害福祉計画	現計画 H27~ 29年度	[	次期計画 H30~32年度			次々期計画 H33~35年度	

## Ⅱ. 総論

1. 第三次計画における主要課題・・・・・・・ 7	
2. 第四次計画の基本的な考え方・・・・・・・ 10	0
3 <b>.</b> 重点施策······1	7
4. 計画の推進にあたって・・・・・・・・ 18	8

#### 1. 第三次計画における主要課題

第三次計画では、「地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実」、「地域福祉を 支える人づくり・組織体制づくり」、「地域福祉推進体制の強化」の3つの柱のもと、各 種施策を位置付け、その推進を図ってきました。以下に第三次計画の柱を基本に新たな 視点を加え課題を整理します。

#### (1)地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実

#### ①情報提供の充実

- ・村広報誌や社協だより、村及び社会福祉協議会のHP等、各種広報媒体をとおして 情報提供を行っています。福祉に関する情報を迅速、かつ、幅広く村民に周知でき るよう、情報提供の充実が求められています。
- ・平成28年度から一部の公民館で実施している介護予防・日常生活支援総合事業の体操教室等の取り組みを全公民館に広げていくために情報発信を充実していく必要があります。

#### ②相談対応の充実

- ・村が運営する高齢者なんでも相談や子育て支援センター等の相談窓口、社会福祉協議会が運営している「心配ごと相談所」等の各種相談窓口を設置し、適宜村民へ相談支援を実施しています。平成27年度に開設された沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部との連携により生活困窮者の支援が充実し、課題解決に向け進みやすくなってきたところです。しかし、生活困窮に関することや多問題ケースへの対応等が増えてきており、相談機関相互の連携等が求められています。
- ・地域のボランティア等で行われているサロン型活動(生き生きふれあい会、まちやぐわぁ広場)や友愛訪問等、地域の支え合い活動の充実に向け、地域人材の育成を図っていく必要があります。

#### ③福祉サービス等の充実

- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を専門職として配置していませんが、 実質、CSWの役割を社会福祉協議会が担っていることから社協の役割を踏まえ、 本村におけるCSWのあり方ついて検討する必要があります。
- ・地域の「気になる人」の支援に向けて、友愛訪問の対象者の拡大や地域での支え合い活動を充実させていく必要があります。友愛訪問については、介護予防事業に該当しない「気になる人」を対象に加え、ボランティア(介護予防事業サポーター等)による買い物やゴミだし支援を実施してきました。今後は、訪問回数の増加、潜在ニーズの掘り起し等訪問活動の充実を図っていく必要があります。
- ・子育て支援センターや子育でサロン等のサービスは充実していますが、地域の公民 館で開催している子育でサロンの参加者が少ないことから実施方法を工夫し、子育 で支援を充実させていく必要があります。また、保育所、学校、地域等、関係機関 と連携の強化を図り、子どもの貧困の実態把握や状況に応じた支援を行う必要があ

ります。

地域で暮らし続けていくことができるよう、障がい者を対象とした地域生活支援事業や生活困窮者対象のフードバンク事業の設置などその時の福祉ニーズに合わせた取り組みが行われているなど、多様な生活課題を抱える方への支援に向けた新たな福祉サービス等の創出が必要です。

#### (2)地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり

- ①地域を支える人・組織づくり
- ・健康展では健康に関するパネル展示や食育活動等が行われていますが、健康づくりに関心のある人と無い人の意識の差が大きいことから、無関心層の行動変容に繋がる工夫した意識啓発をすすめていく必要があります。
- ・ふれあい福祉交流会(ボッチャ競技)を通じて、障がいの有無に関わらず、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層での交流が行われ、障がい者福祉の啓発が図られていすが、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・地域での「あいさつ声かけ運動」等の実践については、地域の子は地域で育てるというスローガンのもと、教育委員会が地域と連携して取組んでいますが、この活動は青少年健全育成のための取組みであり、第三次計画で位置づけたような地域の連帯意識醸成のための取組みは実施していません。あいさつ運動を展開している他自治体の取組みを調査するとともに、関連する取組みの実現に向けて検討していく必要があります。
- アパートやマンションの増加により転入者は増加していますが、転入手続きの際、 転入者に対して自治会加入案内チラシの配布ができていない状況です。転入者の自 治会加入を円滑に行うために加入チラシの配布方法や加入への働きかけの工夫な ど加入促進の仕組みづくりが必要です。
- ・婦人会、青年会・子ども会・老人会の活動について各地域で活発に行われていますが、一部の地域では子どもの人口減少により子ども会活動が停滞するなど、人口規模や地域の事情等により運営が困難な地域もみられることからその対策が求められています。
- ・ボランティアについては、社会福祉協議会による各種養成講座やボランティア登録等の取り組みが行われています。また、ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置してボランティア活動の支援を行うとともに、年に1回、ボランティア団体の交流機会を設け、相互理解を図っています。引き続き、地域のニーズを踏まえつつ、見守りサポーター養成講座等をとおして、新たなボランティア人材の発掘・育成への取り組みに努めていく必要があります。
- ・介護予防事業サポーターを有償ボランティアとして活用し、介護予防教室の運営支援や介護要支援の高齢者宅への訪問活動を行っています。介護予防・日常生活支援総合事業実施により今後、高齢者宅への訪問等のニーズが高まってくることから、サポーターの人材育成並びにサポーターのコーディネート機能の充実を図ってい

く必要があります。

#### ②自治会を中心とした災害時等における支援体制の確立

- ・村内で自主防災会が3地区で立ち上がり、さらに3地区で立ち上げ準備に取り組んでいます。自主防災会の他の地区への展開、避難行動要支援者の登録や日常的な見守り等についても推進していく必要があります。
- ・地域の人や事業者及び福祉関連事業者等との連携による自治会を中心に「(仮称) 地域支え合い推進会」の組織化を推進していく必要があります。

#### (3) 地域福祉推進体制の強化

#### ①社会福祉協議会等関係機関との連携

- ・村は事業委託や運営助成等をとおして村社会福祉協議会と連携していますが、地域での積極的な活動支援が行えるよう、今後も連携強化を図っていく必要があります。
- 村と民生委員児童委員協議会や各種福祉団体等での連携は概ね図られていますが、 引き続き、連携を図り必要に応じて団体活動の支援をすすめていく必要があります。

#### ②行政内の推進体制の強化

多様化する福祉ニーズへの対応の充実に向けて、行政関係課や社会福祉協議会のメンバーで構成した「地域福祉推進に係る連絡会議」(平成 28 年度設置)を中心に施策の点検等、進捗管理を推進していく必要があります。

#### (4)地域で安心して暮らせる基盤づくり

- ・生活に困窮する方について、生活保護に至る前の段階から適切な支援につなげていくためにも、村民や関係機関等に対して沖縄県が実施している生活困窮者自立支援事業の周知を行う必要があります。また、行政各課や社会福祉協議会及び関係機関等で連携し、生活困窮世帯の情報を早期に把握していく必要があります。
- 平成29年度に「権利擁護支援センター(仮称)」の設置を社会福祉協議会内に予定していることから、村や村社会福祉協議会等の関係機関との連携をすすめ、高齢者や障がい者等の権利擁護の充実を図っていく必要があります。
- ・高齢者の買い物弱者対策に向けた移動販売(しおさい市場やパン及び豆腐等)等、 気軽に買い物ができる方策について検討を行う必要があります。
- 高齢者等の移動支援について、コミュニティバス等の地域公共交通の導入に向けて 検討していく必要があります。

#### 2. 第四次計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

地域福祉をすすめるためには、第三次計画で位置付けた地域福祉の基盤や福祉活動の 広がりをさらに充実させ、地域に住む村民同士のつながりを深めながら、地域が一体と なった取り組みを推進することが求められます。

このため、本計画においては、第三次計画で掲げた基本理念を引き継ぎつつ、その考え方の深化を目指し、各施策を推進することとします。

#### 地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく

#### (2) 基本目標

第四次計画の基本目標は、以下の4つの柱で構成しています。

第三次計画では3つの柱で構成していましたが、地域で安心して暮らしていくための 従来施策の充実や新たな課題に対応するために、第四次計画では「地域で安心して暮ら せる基盤づくり」を1つの柱として位置付けます。

#### ①地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実

村民のだれもが、保健・福祉サービスを安心して受けられるよう情報提供の充実を 図ります。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、関係機関が連携 し、村民の日常生活で生じるさまざまな課題に対する身近な相談支援体制を充実する とともに、地域で行われている居場所づくりや福祉サービス等の充実を図ります。

#### ②地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり

地域の福祉力を維持・向上させるため、さまざまな機会をとおして福祉や防災に関する意識啓発を図るとともに、地域活動に関わる人材・組織の育成・充実を図り、地域における災害時の支援体制および日常生活における見守り体制づくりを目指します。

#### ③地域で安心して暮らせる基盤づくり

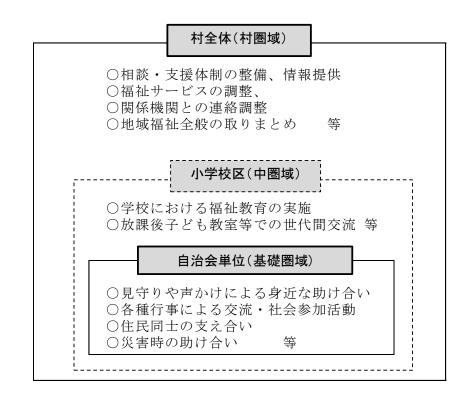
誰もが年齢や障がい、経済状況にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で、生涯をとおして安心して暮らしていくために、生活困窮者の自立支援や権利擁護の取り組み及び虐待対策を行っていきます。また、公共施設等のバリアフリーを推進するとともに、交通弱者対策に取り組みます。

#### ④地域福祉推進体制の強化

社会福祉協議会をはじめとした福祉関連事業所等との連携強化をすすめるとともに、庁内における連携強化を図り、地域福祉を推進するための体制づくりを目指します。また、高齢者だけでなく、すべての人が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

#### (3) 福祉圏域の設定

地域福祉を推進するための圏域として、第四次計画でも第三次計画の圏域を引き継ぎ、各自治会を単位とする「基礎圏域」と村全体となる「村圏域」に分けて設定します。また、将来のアワセ土地区画整理事業地区の人口増加等を考慮し、小学校区を目安に新たな圏域(中圏域)を想定します。中圏域については、今後の地域福祉活動を踏まえ、圏域の明確化を検討します。



#### 地域福祉の推進体制【月標像】

#### 基礎圏域《自治会を中心とした範囲》

#### ①地域支え合い推進会

地域のさまざまな福祉課題を解決するため、地域に暮らす住民の 参画によりニーズ把握の取り組みや支え合い活動を組織的に展 開することで、福祉による地域づくりを行います。

#### ②公民館

地域の公民館を地域支え合い推進会の活動拠点としていくとともに、身近な相談対応の場として活用を図ります。

#### 村内の事業所等

#### ③ケアマネジメント担当者

生活支援コーディネーター、介護支援専門員、災害時要援護者避難支援事業コーディネーター等。支援の必要な村民に対して、公的サービス、インフォーマルサービス\*を一体的に調整し、コミュニティソーシャルワークの一翼を担います。

※インフォーマルサービス: 公的機関や専門職による制度に基づいた福祉サービス以外の支援のことで、家族や友人、近隣住民、ボランティア等が提供する支援サービスです。

#### 4公的サービス提供者

医療機関や介護保険制度及び障害者総合支援制度のサービス事業所・保育所等のことで、公的サービスを提供します。

#### ⑤地域包括支援センター

地域のさまざまな資源を活用し、高齢者の支援を行います。

#### ⑥ボランティアセンター

村民が集い、ボランティアしたい人・必要な人の情報が集積し、得られる場所。現在、社会福祉協議会に設置しています。

#### 村圏域《北中城村全域》

⑦地域福祉ネットワーク会議(地域包括ケアシステム第1層協議体) 行政や村内に立地する福祉関連事業者間等で、地域福祉に関する 取り組みや課題等について情報共有を図っていくとともに、困っ

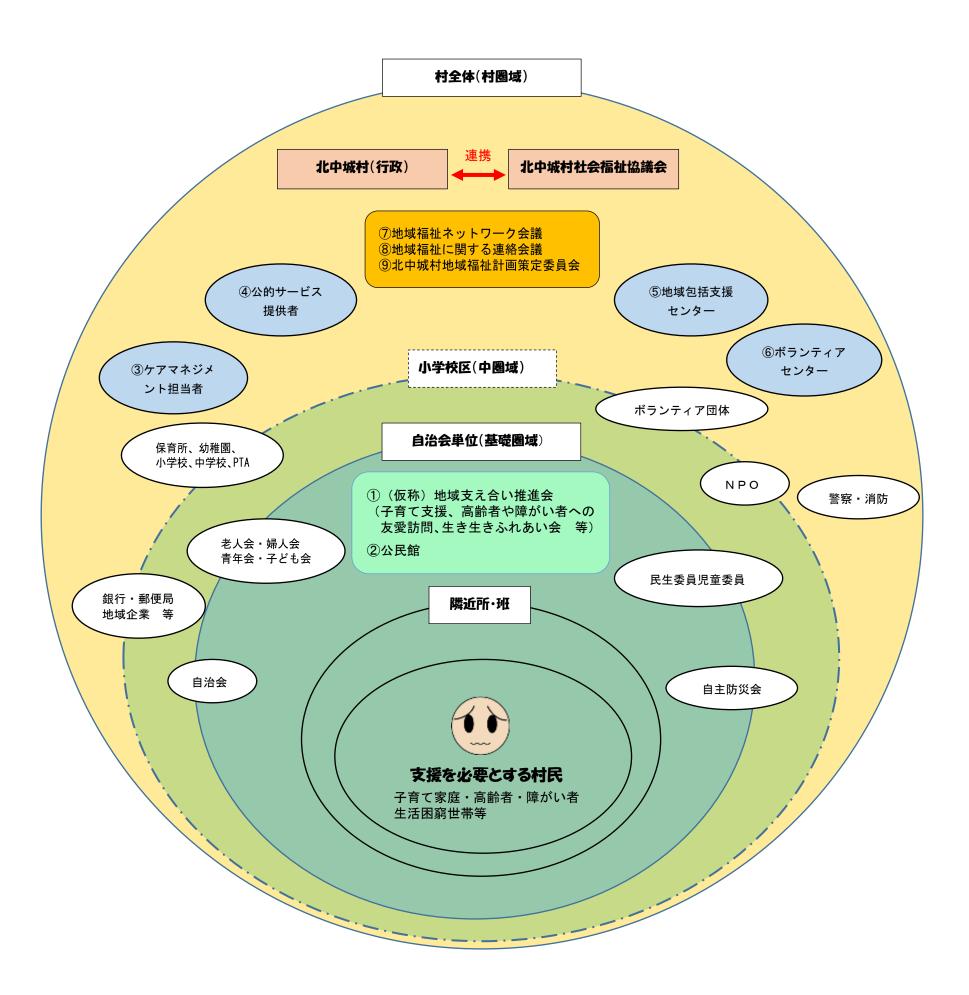
取り組みや課題等について情報共有を図っていている人への支援の輪を広げていきます。

#### ⑧地域福祉に関する連絡会議

庁内関係課及び社会福祉協議会で構成され、年度ごとに各施策の 進捗状況の点検を行います。

#### 9北中城村地域福祉計画策定委員会

村職員及び外部有識者等で構成され、本計画の推進及び進行管理 を図るとともに、北中城村における福祉・保健・医療・教育を中心としたコミュニティづくりの推進を図ります。



#### (4)目標指標

第四次計画の理念と目標を達成できるよう、以下のとおり目標指標を設定し、計画を推進します。

基本目標	目標指標	現状 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
<ol> <li>地域での暮らし・生活を支えるサービス等</li> </ol>	(仮称)まちやぐわぁ広場の実施(週 1回公民館での集まり場の確保)	5自治会 <sup>*1</sup> で実施	14 自治会 で実施
の充実	生き生きふれあい会・お茶のみサロン参加者(年間延べ人数)	4,667 人 (平成 27 年度)	5,000 人*2
2. 地域福祉を 支える人づく	各自治会での自主防災組織の立ち上げ	3自治会	10 自治会*3
り・組織体制づくり	避難行動要支援者個別計画の作成割 合(寝たきり高齢者等)	13.7% <sup>※4</sup> (平成 27 年度)	50.0%
	(仮称)地域支え合い推進会を組織 化した自治会数	_	6自治会*5
	健康福祉ボランティア*6登録者数	77人	90人**7
3. 地域で安心 して暮らせる基	(仮称)権利擁護支援センターの利用者数	10人**8	60 人*9
盤づくり	地域福祉に関する村民アンケートで、日常の買い物について「特に不便なく買い物をしている」と回答した割合	63.8%	70.0% <sup>**10</sup>
4. 地域福祉推進体制の強化	地域福祉ネットワーク会議の設置	_	平成 34 年度までに設置

- ※1:和仁屋ではお茶のみサロン、渡口、安谷屋、荻道、島袋の4地区は体操教室を実施。
- ※2:平成27年度実績値4,667人から毎年1%の増加を想定。
- ※3: 平成 28 年度までに県営北中城団地、渡口、和仁屋に設置。平成 29 年度は熱田、美崎に設置予定。 平成 30 年度から 34 年度までの間に毎年1 自治会に設置していくことを想定。
- ※4:避難行動要支援登録者数 73 人に対し、避難協力支援員まで確保し個別計画を作成した 10 人の割合。
- ※5:毎年1自治会の設置を想定。
- ※6:介護予防事業サポーター、健康推進員、友愛訪問員。
- ※7:健康福祉ボランティアの不在地区の全てに設置した際の人数。
- ※8:「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活自立支援事業」、「緊急時における日常的金銭管理事業」を利用した平成28年度の利用者数。
- ※9:「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活自立支援事業」、「緊急時における日常的金銭管理事業」に 該当する平成27年度の潜在ニーズ数295人の約2割を想定。
- ※10:平成28年度調査の回答割合63.8%から約1割の増加を想定。

#### (5) 施策体系

1. 地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実 基本理念 (1)情報提供の充実 1) 多様な媒体を利用した情報提供の推進 2) 地域での支え合い活動等の情報発信の充実 (2)相談対応の充実 1) 各種相談窓口の充実 2) 相談員等の育成・確保 (3)福祉サービス等の充実 域 1) 福祉サービス等のコーディネートの充実 0) 2) 地域での福祉サービスや支え合い活動等の充実 絆を深 2. 地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり ■(1)地域を支える人・組織づくり め 1)地域福祉に関する啓発活動 2) 学校・地域における福祉教育の実施 3) 地域における活動組織の充実 結 4) ボランティア人材の育成・活動支援 61 (2) 自治会を中心とした災害時等における支援体制の確立 1) 防災に対する意識啓発 2) 避難行動要支援者の把握と支援体制の確保 心 3)日常生活における支え合い活動の充実 で支える 3. 地域で安心して暮らせる基盤づくり ■(1)自立支援体制等の充実 1) 生活困窮世帯への支援 2)権利擁護体制の充実 3) 虐待防止対策の充実 きた (2) 住環境の充実 1) 自立した生活ができる環境整備の推進 な 2) 交通弱者等への支援 かぐすく 4. 地域福祉推進体制の強化 ■(1)社会福祉協議会等関係機関との連携 1) 社会福祉協議会との連携強化 2) 福祉関連事業所等との連携強化 3) 各種福祉団体との連携強化 ■(2)行政内の推進体制の強化 1) 行政内での連携強化

(3) 地域包括ケアシステムの構築

1) 地域包括ケアシステムの構築

#### 3. 重点施策

計画で目指すべき将来像「地域の絆を深め 結いの心で支える きたなかぐすく」(基本理念)の実現に向け、第四次計画では、次の2項目を重点施策として位置づけ、事業を推進していきます。

#### (1) 地域における支え合い活動の充実

地域で支援を必要とする子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者等の見守りの充実や生きがいづくりの支援および福祉課題に対する新たなサービスの提供に向けて、自治会や民生委員児童委員、関係団体、社会福祉協議会等と連携強化を図ります。また、モデル地域を設定し、「(仮称)地域支え合い推進会」の組織化に向けた支援を行います。

#### 【主な取り組み】

- 生き生きふれあい会や一人暮らし老人等友愛訪問活動の充実
- 地域での支え合い活動等の情報発信の充実
- ・生活困窮世帯への支援
- ・ 地域で連携した子育て支援の充実
- 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア団体等の活動の支援
- 地域、地域支援包括センター(行政)、社会福祉協議会、福祉事業所等、関係 機関の連携強化
- •「(仮称) 地域支え合い推進会」の組織化への支援 等

#### (2)地域福祉を支える担い手の育成

地域福祉を支えてきたボランティアや地域活動団体のスタッフも高齢化が進行する中で、今後の地域福祉活動の継続が危ぶまれるなど、新たな人材の確保が求められています。そのため、若い世代や定年退職した方などの人材確保に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

- ・小中高生を対象にした福祉教育の充実
- ・地域の福祉ボランティア人材(有償ボランティア含む)の確保・育成
- 権利擁護に係る人材(生活支援員、後見人等)の育成
- ・福祉イベント開催に伴う住民参画の推進
- ・ 自治会への加入促進に向けた取り組み 等

#### 4. 計画の推進にあたって

#### (1)計画の周知

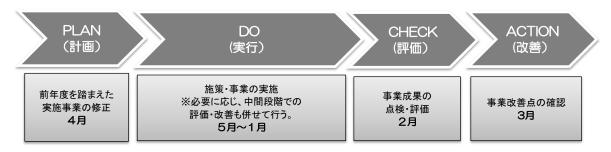
地域福祉の推進にあたっては、本計画の理念を共有し、地域や関係団体等が主体的に取り組めるよう、村広報誌やホームページ等による情報発信、地域福祉に関するイベント、関係団体への説明会等を開催し、計画の周知を図ります。

#### (2)計画の進行管理

本計画の着実な実施のためには、各施策の実施状況の点検を行うなど進行管理が重要となります。

そのため、福祉課が中心となり、庁内関係課及び社会福祉協議会で構成される「地域福祉に関する連絡会議」において、年度ごとに各施策の進捗状況の点検を行うとともに、村職員及び外部有識者等で構成される「北中城村地域福祉計画策定委員会」に対し、点検結果の報告を行い、施策・事業の改善をすすめていきます(PDCA サイクルの推進)。

#### ■PDCA サイクルのイメージ



#### (3)地域福祉計画推進のための4つの視点

計画の推進にあたっては、村民や地域、関係機関・団体、村社会福祉協議会および行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要です。

そのため、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点を組み合わせ、重層的に取り組みの推進を図ります。

#### ■「自助」「互助」「共助」「公助」の関係



## Ⅲ. 各論

1.	地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実・	21
2.	地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり・・・	24
з.	地域で安心して暮らせる基盤づくり・・・・・・	28
4.	地域福祉推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30

#### 1. 地域での暮らし・生活を支えるサービス等の充実

#### (1)情報提供の充実

村民が必要なサービスを適切に利用できるよう、また、地域活動推進のきっかけになるよう、保健・福祉等のサービスや地域での支え合い活動等の情報提供の充実を図ります。

項目	内容	担当課
1)多様な媒体	①村広報誌、Facebook 等の SNS、ホームページ等を	福祉課
を利用した	活用して情報提供を推進するとともに、村広報誌の全	健康保険課
情報提供の	戸配布をすすめます。	総務課
推進		企画振興課
		社協*
	②保健・福祉等の情報をまとめた「福祉のしおり」を更	福祉課
	新し、全戸配布やホームページへの掲載をすすめま	健康保険課
	す。	
	③民生委員•児童委員、健康推進員、母子保健推進員等	福祉課
	の地域ボランティアをとおして情報提供をすすめま	健康保険課
	す。	社協
2)地域での支	①地域のさまざまな活動等への関心を高め、参加を促進	福祉課
え合い活動	するために、村広報誌等による地域活動情報の発信を	健康保険課
等の情報発	すすめます。	総務課
信の充実		社協

※社協:北中城村社会福祉協議会

#### (2) 相談対応の充実

村民の保健・福祉等の相談に適切に対応できるよう、相談窓口の充実や周知の強化を図るとともに、相談員や地域の保健ボランティア等人的資源の育成、確保に努めます。

項目	内容	担当課
1)各種相談窓	①各課相談窓口、高齢者なんでも相談窓口、子育て支援	福祉課
口の充実	センター及び社会福祉協議会が実施している「心配ご	健康保険課
	と相談所」等、村内の相談窓口の充実や必要に応じた	社協
	村外の公的機関との連携強化を図るとともに、その周	
	知をすすめます。	
	②地域の公民館等を活用した身近な地域での健康教室	
	や健診後の説明会等の機会を通じ、巡回相談等を実施	
	します。	
2)相談員等の	①各種相談等において相談体制を確保するため、職員体	福祉課
育成•確保	制等の充実に努めます。	健康保険課
	②地域の支え合い活動等を通じて、民生委員・児童委員、	福祉課
	母子保健推進員等の育成、確保を図り、地域における	健康保険課
	相談対応の充実に努めます。	社協

#### (3) 福祉サービス等の充実

村民が必要とするサービスを適切に利用することができるよう、コーディネートの充 実を図るとともに、地域における福祉サービス等の充実をすすめます。

項目	内容	担当課
1)福祉サービ	①ケアマネージャー、障害者相談支援事業所、社会福祉	福祉課
ス等のコー	協議会等との連携を強化し、適切な在宅サービス等の	社協
ディネート	提供を図ります。	
の充実	②既存の支援ネットワークで対応できないケースへの	福祉課
	支援が適切に行われるよう、社会福祉協議会等との連	社協
	携により支援体制を構築します。	
	③支援コーディネートを社協全体で受け止められるよ	福祉課
	う、社協職員のスキルアップ支援と職員体制の充実等	社協
	を図ります。	

	2)地域での福	①地域で暮らし続けていくことができるよう、その支援	福祉課
	祉サービス	を行う福祉サービス等について、村民ニーズ等を踏ま	社協
	や支え合い	えながら充実させるとともに、必要に応じて新たに創	
	活動等の充	設していきます。	
	実	②現在、地域で実施している生き生きふれあい会につい	福祉課
		て、実施内容の充実に向け支援を図るとともに、生き	社協
		生きふれあい会(月1回)の活動(体操教室やニュース	生涯学習課
		ポーツ等)を発展させ、週1回、地域の高齢者や障がい	
		者等が気軽に集まれる居場所(仮称:まちやぐわぁ広場)	
		づくりを拡充します。	
		③介護予防事業に該当しない「気になる人」等の支援の	福祉課
		充実を図るために、地域人材の育成、確保等により友	社協
		愛訪問活動を強化します。	
		④子育てサロンの実施箇所の拡充等、その充実に向け	福祉課
		て、保育士等の派遣を行い、子育てに関する講座や相	社協
		談等の支援を図ります。	
		⑤子育て支援センターを拠点に子育てサロンや児童館	福祉課
		等と連携を図りながら、地域の子育て支援の充実に取	健康保険課
		り組みます。	
		⑥学校支援ボランティア等地域のボランティア等との	生涯学習課
		連携のもと、小中学生及びその保護者への各種支援	教育総務課
		(例. 発達障がい児の学習支援、子ども食堂や学童クラブの	福祉課
		設置、子育て講座の開催等)が行えるよう、小学校施設	社協
		の活用をすすめます。	
- 1		1	ı

#### ≪地域住民等に期待する役割≫

- 〇一人で悩まず、必ず誰かに相談することを心がけましょう。
- ○村や社会福祉協議会が実施している福祉サービスを活用しましょう。
- ○また、必要な福祉サービスがあれば提案しましょう。

# 2. 地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり

# (1)地域を支える人・組織づくり

福祉教育の実施や各種イベント等をとおして福祉に対する意識醸成を図るとともに、 地域活動の核となる各種社会教育団体およびボランティア等の人材育成、活動支援に取 り組みます。

項目	内容	担当課
1)地域福祉に	①福祉まつりや健康展、各種月間等をとおして、福祉や	福祉課
関する啓発	健康に関する意識啓発に取り組みます。	健康保険課
活動		社協
	②福祉まつりや健康展等においては、地域活動の発表の	福祉課
	場の確保やまつり等の企画・運営に参画してもらう	健康保険課
	等、村民参加をすすめます。	社協
	③「ふれあい福祉交流会 (ボッチャ競技)」への参加等を	福祉課
	とおして、障がい者福祉に関する啓発に取り組みま	健康保険課
	ਰੇ 。	社協
2) 学校•地域	①小中高校や社会福祉協議会、関係機関等と連携を図り	福祉課
における福	ながら、福祉体験学習やボランティア活動等の充実を	教育総務課
祉教育の実	図ります。	生涯学習課
施		社協
	②地域のニーズを把握しながら、各種講座やイベント等	福祉課
	をとおして、世代間交流を促進するとともに、福祉力	教育総務課
	の向上や地域づくりに繋がる場の提供に取り組みま	生涯学習課
	호。	社協
	③地域づくりや災害時の避難支援協力員等の人材の確	福祉課
	保および既存組織の強化に向け地域講座の充実を図	生涯学習課
	ります。	社協
3) 地域におけ	①住民同士の関わりのきっかけづくりとして、地域での	福祉課
る活動組織	あいさつ運動を促進します。また、地域の支え合い体	教育総務課
の充実	制の構築を目的に、あいさつ運動に取り組んでいる自	生涯学習課
	治体の事例を参考に活動内容の充実等について検討	社協
	します。	
	②自治会と連携を図りながら、自治会情報の発信や転入	総務課
	窓口での自治会案内を実施する等、未加入者に対して	住民課
	自治会への加入促進に取り組みます。	

項目	内容	担当課
	③地域活動の核となる各種社会教育団体等の育成を図るとともに、自主的な活動を継続して取り組めるよう活動を支援します。	福祉課 総務課 生涯学習課
	④婦人会、青年会、老人クラブが未設置の自治会については、地域と連携を図りながら設立を促します。	福祉課 総務課 生涯学習課
	⑤自治会や自主防災組織、事業者、各種団体等との連携による、「(仮称) 地域支え合い推進会」の組織化を支援します。 さらに、単位推進会同士の情報交換等が行えるよう、単位推進会が一定数設置された段階で「(仮称) 地域支え合い推進協議会」を設置します。	福祉課 総務課 社協
4) ボランティ ア人材の育 成・活動支援	①地域のニーズを把握しながら、ボランティア人材を確保するとともに、点字や翻訳等の技能習得や見守りサポーターの養成講座等を実施します。	福祉課 社協
	②ボランティア人材の確保・育成を図るため、団塊世代 や男性の参加を視野に入れた講座等の開催に取り組 みます。	福祉課 社協
	③各部署で確保・育成しているボランティア人材等の情報の共有化を検討するとともに、ボランティア同士の情報交換・交流の場づくりに取り組みます。	福祉課 健康保険課 生涯学習課 社協
	④介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護 予防事業サポーター(有償ボランティア)ニーズの増 加及びサポーターのコーディネート機能の充実が求 められてくることから、人材の確保・育成に努めます。	福祉課
	⑤増加が予想されるボランティア活動を円滑にすすめるため、社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーターの活用を図ります。	福祉課 社協

# (2) 自治会を中心とした災害時等における支援体制の確立

防災に対する意識啓発を図りながら、災害時に支援が必要な村民の支援体制づくりに 取り組むとともに、活動を展開するなかで日常生活での見守り活動につなげます。

項目	内容	担当課
1)防災に対す	①災害が発生しても適切に対応できるよう、防災マップ	福祉課
る意識啓発	やパンフレット等による周知や地域での防災訓練の	総務課
	実施に取り組みます。	社協
2)避難行動要	①村内での避難行動要支援者支援活動を円滑にすすめ	福祉課
支援者の把	るため、自主防災組織の立ち上げに向けた支援や既存	総務課
握と支援体	の自主防災組織の活動支援を行います。	社協
制の確保	さらに、単位自主防災組織が一定数設置された段階	
	で、単位自主防災組織同士の情報交換や未設置自治会	
	の設置支援等を効果的に行えるよう、「(仮称) 北中城	
	村自主防災組織連絡協議会」の設置を支援します。	
	②災害時の安否確認や相互支援がスムーズに行えるよ	福祉課
	う、避難行動要支援者(寝たきり高齢者等)名簿への	総務課
	登録や避難支援協力員の確保等により避難行動要支	社協
	援者の個別支援計画の整備を促進します。	
3)日常生活に	①避難行動要支援者の支援体制づくりをすすめるなか	福祉課
おける支え	で、日常生活においても地域の中で声をかけあう等、	総務課
合い活動の	支え合う関係づくりに取り組みます。	社協
充実		

## ≪地域住民等に期待する役割≫

- 〇あいさつ運動に取り組みましょう。<br/>
- ○地域の活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ○防災訓練に参加する等、防災に関する意識を高めましょう。
- ○自治会の活動内容や加入のメリット等の自治会情報を発信しましょう。
- ○負担を感じずにできる範囲で支え合い活動に参加しましょう。

# ■地域福祉を支える人づくり・組織体制づくり展開イメージ

#### 避難行動要支援者支援体制の確保・充実

支え合いネットワークを構築するきっか けとして、災害時の要支援者に対する支援体 制づくりをすすめます。

#### Action 1

# 取り組み体制の充実

- 〇庁内での取り組み体制の充実
- ⇒各課の連携強化(地域の人材育成、要支援者の把握、必要なハード整備) 等
- 〇庁内外での連携体制の充実
- ⇒関わる機関(村、社協、民児協、事業者、自治会等)間の役割(要支援者の把握、情報管理、安否確認、避難対応)等

# Action 2

## 要支援者情報の把握方法等の検討

- ○情報の把握方法
  - ⇒手挙げ方式、同意方式、情報共有方式
- ○情報提供区分の共有
  - ⇒どの機関まで名簿の情報を共有するのか 等
- ○情報の管理
  - ⇒流出対策、管理·更新方法 等

# Action 3

# <u>自主防災組織の設置及び支援体制の</u> 確保・充実

- ○自主防災組織の立ち上げ、運営支援⇒研修会や避難訓練の実施 等
- ○要支援者の把握
  - ⇒要支援者の発掘、同意しない要支援者への働き かけ、災害発生時の未登録者への対応 等
- ○定期的な情報交換の実施
  - ⇒問題点・課題点の解消 等
- ○個別支援計画の作成
  - ⇒避難支援協力員(日常での見守り役)の確保 等

#### 地域の福祉力を高める取り組みの推進

支え合いネットワークに必要な人づくり・ 情報提供の仕組みづくり等の取り組みをす すめます。

## Action 1

# 地域の横・縦のネットワークの充実を図る

- ○地域住民団体組織の充実等
  - ⇒自治会、子ども会、老人クラブの活動充実、各 字の青年会、婦人会の設置 等
- ○自治会活動の情報発信
  - ⇒村主催イベントでの自治会紹介ブースの設置 等
- ○地域活動等への参加呼び掛け
- ⇒地域のイベント、生き生きふれあい会、地域講座、友愛訪問活動への参加呼び掛け、活動充実等
- ○地域と関係団体等との連携
  - ⇒「(仮称) 地域支え合い推進会」の組織化 等

#### Action 2

等

## 行政情報が行き届くしくみをつくる

- ○さまざまなツールを使った相談窓口の周知
  - ⇒自治会や社会教育団体への紹介、字の掲示板へ の掲載 等
- ○自治会への加入促進
  - ⇒自治会と連携して自治会紹介チラシを転入者 へ案内する 等
- ○相談員の育成・確保
  - ⇒民生委員児童委員、母子保健推進員等の育成、 確保 等

#### Action 3

# 活動を支えるボランティアを確保し、 スキルアップを支援する

- ○既存ボランティアの情報共有を行う
  - ⇒情報の一元化 等
- ○ボランティア活動への継続支援
  - ⇒ボランティア同士への情報交換•交流の場づく り 等
- ○ボランティアの育成
  - ⇒地域の課題、ネットワークづくりの状況等を考慮し、必要な講座等を提供する 等

# 最終 目標!

# 各自治会における日常生活での支え合いネットワークの構築

生き生きふれあい会等の地域活動や避難行動要支援者支援体制づくりをとおして、日常生活においても"顔の見える"関係づくりをすすめる

# 3. 地域で安心して暮らせる基盤づくり

# (1) 自立支援体制等の充実

経済生活等のセーフティネットとして、利用者が自立した生活を送るために必要な支援体制を整えます。また、意思疎通や判断能力の低下が認められる方の権利擁護体制や 児童・高齢者・障がい者虐待を防止するための支援体制の充実に努めます。

項目	内容	担当課
1)生活困窮世帯への支援	①生活困窮者が早期に発見され適切な支援を受けられるよう、相談体制の充実に努めるとともに、村民や関係機関等に生活困窮者自立支援事業の周知をすすめます。	関係課 社協
	②沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部や北中城村雇用サポートセンター、村内の事業者および関係機関等と連携し、生活困窮者の自立支援に努めます。	福祉課 企画振興課 社協
2)権利擁護体 制の整備	①頼れる親族が身近にいない高齢者等が必要な福祉サービスを利用でき、安心した生活が送れるよう、社会福祉協議会内に「権利擁護支援センター(仮称)」を設置します。併せて、社会福祉協議会等関係機関との連携により後見人等の確保・育成に努めます。	福祉課 社協
	②成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業、 緊急時における日常的金銭管理事業等の周知を図り、 制度利用を必要とする村民の利用を促進します。	福祉課 社協
3) 虐待防止対 策の充実	①要保護児童対策地域協議会、障害者自立支援協議会、 地域包括ケア推進協議会等を通じて関係機関等の連 携を強化し、虐待防止および事後支援等をすすめま す。	福祉課 健康保険課 社協

# (2) 住環境の充実

障がいの有無や年齢に関わらず誰もが利用しやすい施設となるよう公共施設のバリアフリー化の推進や交通弱者への支援に向けた環境整備に取り組みます。

項目	内容	担当課
1)自立した生	①障がい者団体等のニーズを踏まえ、公共施設等(行政	施設整備
活ができる	庁舎、道路、公園等)でのバリアフリー化を推進します。	に係る関
環境整備の		係各課
推進	②村民、事業者等が高齢者等に配慮した住宅や施設整備 に取り組めるよう、沖縄県福祉のまちづくり条例の周 知を図ります。	福祉課 建設課
2)交通弱者等 への支援	①高齢者等が移動手段を確保することができるよう、コミュニティバスの運行等、公共交通の空白地域の解消 に向けて検討します。	福祉課企画振興課
	②買い物弱者対策として、事業者や関係団体等と連携 し、移動販売や買い物代行等、気軽に商品が購入でき る方策について検討します。	福祉課 企画振興課 農林水産課 社協

# ≪地域住民等に期待する役割≫

- ○近所で福祉サービスを必要とする人がいれば役場や関係機関に相談しましょう。
- 〇成年後見制度や日常生活自立支援事業等について理解しましょう。
- ○道路や公園等に危険箇所を発見したときは役場に通報しましょう。

# 4. 地域福祉推進体制の強化

# (1) 社会福祉協議会等関係機関との連携

福祉関連事業所等との連携強化による地域福祉の推進を図るとともに、村民ニーズの 把握や実態把握に努めます。さらに、地域福祉を推進する上で中核的な役割を担ってい る社会福祉協議会への支援を行います。

項目	内容	担当課
1)社会福祉協 議会との連	①地域福祉を推進する上で中核的な役割を担っている 社会福祉協議会との連携強化を図ります。	福祉課
携強化	②社会福祉協議会との連携により、村民ニーズや実態把握に努めます。	福祉課
	③地域での積極的な活動展開が行えるよう、活動支援に 取り組みます。	福祉課
2)福祉関連事	①事業所や NPO 法人等との連携のもと、各種サービス	福祉課
業所等との 連携強化	等の提供や支援活動を促すとともに、村民ニーズおよ び実態の把握に努めます。	健康保険課
	②各種協議会との連携を図り、情報の共有化を図ります。	福祉課 健康保険課
	③行政と村内に立地する福祉関連事業所間の情報共有 およびサービス向上を図るため、地域福祉ネットワー ク会議(地域包括ケアシステム第1層協議体)を設置 します。	福祉課
3)各種福祉団 体との連携 強化	①地域福祉の担い手となる民生委員児童委員協議会と の連携強化を図るとともに、民生委員・児童委員の確 保・育成に取り組みます。	福祉課 社協
	②地域福祉の啓発、高齢者や障がい者の地域での暮らし をすすめるため、各種福祉団体との連携を強化しま す。	福祉課 社協

# (2) 行政内の推進体制の強化

庁内関係課や社会福祉協議会との連携強化を図り、地域福祉計画を推進します。

項目	内容	担当課			
1)行政内での	①庁内関係課や社会福祉協議会で構成する「地域福祉推	関係課			
連携強化	連携強化 進に関する連絡協議会」を中心に地域福祉計画の施策				
	の点検結果等の進捗管理を推進します。				

# (3)地域包括ケアシステムの構築

高齢者だけでなく、すべての人が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、医療・介護・健康・住まい・生活支援等が一体的に提供される「全世代・全対象型の地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進します。

項目	内容	担当課
1)地域包括ケ	①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体	福祉課
アシステム	制(全世代・全対象型)の対応に向けた研究の場を確	健康保険課
の構築	保します。	社協

# ≪地域住民等に期待する役割≫

- ○社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動に関心を持ちましょう。
- 〇民生委員・児童委員等の活動に協力しましょう。

# 参考資料

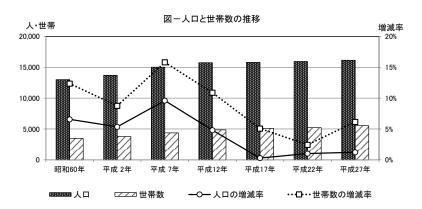
1.	北中城	村の現	況・	• •			•									33
2.	住民二	ーズの	把握	• •			•	•	•	•	•		•	•		52
3.	関係団	本への	意向	調査			•	•		•	•	•	•		•	70
4.	第四次	也域福	祉計	画策定	定の	体制				•	•		•		•	82
5.	用語解	説・・											•			86

# 1. 北中城村の現況

#### (1)人口・世帯の動向

#### 1)人口・世帯数の推移

平成27年国勢調査による北中城村の人口は16,148人、世帯数は5,541世帯となっている。昭和60年から人口、世帯数ともに増加しているものの、平成17年からの人口、世帯数の伸びは鈍化している。また、一世帯あたりの人員は昭和60年の3.7人に対し、平成27年は2.9人となっていることから世帯規模の縮小が進んでいる。

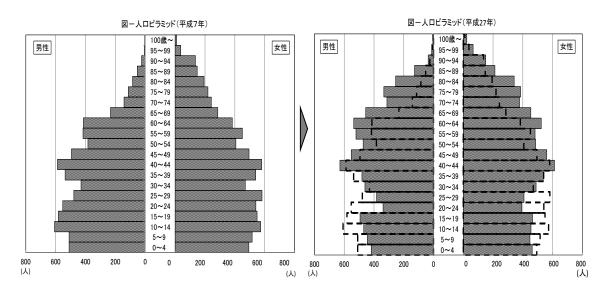


表一人口と世帯数の推移

	昭和60年	平成 2年	平成 7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	13,011	13,707	15,023	15,745	15,790	15,951	16,148
世帯数	3,473	3,777	4,374	4,850	5,096	5,220	5,541
人口の増減率	6.6%	5.3%	9.6%	4.8%	0.3%	1.0%	1.2%
世帯数の増減率	12.4%	8.8%	15.8%	10.9%	5.1%	2.4%	6.1%
一世帯あたりの人員	3.7	3.6	3.4	3.2	3.1	3.1	2.9

資料 国勢調査

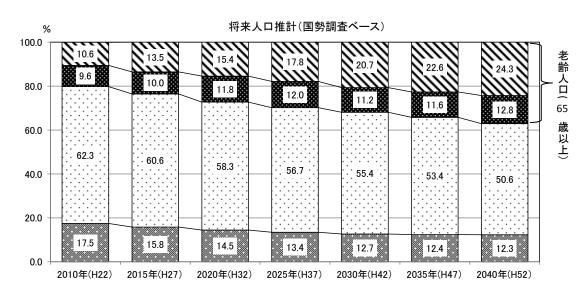
平成7年と平成27年(点線部分は平成7年の人口)の人口ピラミッドを比較してみると、0歳~29歳の人口が減少し、40歳以降増加している。特に、老年人口(65歳以上)で大幅な増加がみられていることから、北中城村でも少子高齢化が進んでいることがわかる。



#### 2) 将来人口の推移

平成 27 年度に策定した北中城村人口ビジョンの将来人口推計をみると、北中城村の総人口は平成 27 年をピークに減少傾向になると予想されている。

年齢構造別にみると、年少人口(0~14歳)および生産年齢人口(15歳~64歳)は減少が見込まれている一方で、老齢人口(65歳以上)は増加が予測され、2040(平成42)年には37.1%(前期高齢者12.8%、後期高齢者24.3%)が老年人口になると予測されている。とりわけ後期高齢者人口の増加が目立っていることから、今後は地域で見守り等の支援が必要な方が着実に増加すると予想される。



◎年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) ■前期高齢者人口(65~74歳) □後期高齢者人口(75歳以上)

表一将来人口推計(国勢調査ベース)

			2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
			(H22)	(H27)	(H32)	(H37)	(H42)	(H47)	(H52)
	総	数	15,951	16,039	16,012	15,890	15,696	15,450	15,155
	年	少人口(0~14歳)	2,786	2,540	2,315	2,136	1,990	1,914	1,862
推計	生	産年齢人口(15~64歳)	9,943	9,721	9,334	9,012	8,702	8,248	7,670
値	老	齢人口(65歳以上)	3,220	3,778	4,363	4,742	5,004	5,288	5,623
		前期高齢者人口(65~74歳)	1,537	1,607	1,894	1,906	1,759	1,791	1,940
		後期高齢者人口(75歳以上)	1,683	2,171	2,469	2,836	3,245	3,497	3,683
割	年	少人口(0~14歳)	17.5	15.8	14.5	13.4	12.7	12.4	12.3
合	生	産年齢人口(15~64歳)	62.3	60.6	58.3	56.7	55.4	53.4	50.6
_	老	齢人口(65歳以上)	20.2	23.6	27.2	29.8	31.9	34.2	37.1
%		前期高齢者人口(65~74歳)	9.6	10.0	11.8	12.0	11.2	11.6	12.8
$\smile$		後期高齢者人口(75歳以上)	10.6	13.5	15.4	17.8	20.7	22.6	24.3

資料:平成27年までの実績値:国勢調査

平成32年以降の推計値:北中城村人口ビジョン(国立社会保障・人口問題研究所推計)

## 3) 字別人口・世帯数の状況

北中城村の字別人口の状況(平成28年9月末現在)をみると、島袋が5,051人で最も人口が多い地域となっている。次いで、安谷屋(1,940人)、喜舎場(1,720人)が続いている。

世帯数でみると、人口と同様に島袋で 2,073 世帯と最も多く、次いで安谷屋(759世帯)、喜舎場(630世帯)と続いている。

表	一字5	引人	、口・世帯数	の状況	平成28年9月末現在			
			口 人	割合	世帯数	割合		
北	中城	村	16,808	100%	6,688	100%		
喜	舎	場	1,720	10.2%	630	9.4%		
仲		順	1,502	8.9%	596	8.9%		
熱		田	1,354	8.1%	516	7.7%		
県	営団	地	361	2.1%	118	1.8%		
和	仁	屋	759	4.5%	305	4.6%		
渡			748	4.5%	319	4.8%		
島		袋	5,051	30.1%	2,073	31.0%		
屋	宜	原	824	4.9%	322	4.8%		
瑞	慶	覧	269	1.6%	120	1.8%		
石		平	361	2.1%	174	2.6%		
安	谷	屋	1,940	11.5%	759	11.3%		
荻		道	591	3.5%	221	3.3%		
大		城	354	2.1%	142	2.1%		
美		崎	694	4.1%	270	4.0%		
比		嘉	234	1.4%	103	1.5%		
軍	施設	内	46	0.3%	20	0.3%		

資料 指定区別人口調(住民生活課)

#### 4) 在住外国人の状況

平成27年国勢調査による北中城村在住の外国人総数は、234人となっている。総人口に占める外国人の割合は1.4%となっており、近隣市町村では北谷町の2.0%に次いで高くなっている。

国籍別の在住外国人数は、アメリカ国籍者が91人で最も多く、次いでフィリピン 国籍者(37人)、インド国籍者(15人)と続いている。

表一外国人	の状況													単位:人
	外国	人 <u>総数</u>												
		総人口に 占める外 国人の割 合		中国	フィリピン	タイ	インド ネシア	ベトナム	インド	イギ リス	アメリカ	ブラ ジル	ペルー	その他
沖 縄 県	틴 11, 0:	20 0.89	748	1, 776	1, 307	100	248	333	190	119	2, 404	197	198	3, 400
北中城村	1 2	1.49	6	9	37	3	-	_	15	1	91	1	6	65
沖縄下	1, 3	0.9	78	105	146	6	2	7	59	12	473	21	52	353
宜野湾下	1, 0	28 1.19	61	167	197	7	4	14	3	9	300	11	8	247
うるます	ī 68	0.69	6 21	52	74	7	5	12	7	4	219	6	24	257
北 谷 田	J 50	2.0	33	41	121	11	3	_	14	10	203	42	8	78
中城村	1	0.89	6 5	24	5	2	8	5	1	3	51	11	7	28

資料 平成27年国勢調査

#### 5)世帯類型別世帯数の動向

平成 27 年国勢調査による世帯類型別世帯数をみると、一般世帯数は 5,519 世帯、そのうち、親族世帯が 8 割弱 (4,199 世帯:76.1%)、単独世帯が 2 割強 (1,270 世帯:23.0%) となっている。

65 歳以上親族のいる一般世帯は 2,068 世帯となっており、一般世帯数に占める構成比は 4 割弱 (37.5%) となっている。さらに、高齢夫婦世帯 (497 世帯) や高齢単独世帯 (437 世帯) は、それぞれ 1 割弱となっている。

平成7年からの推移をみると、親族世帯の構成比が減少している一方で単独世帯は増加している。また、65歳以上親族のいる一般世帯の増加に伴い、『高齢者のみの世帯』(高齢夫婦世帯+高齢単独世帯)も増加傾向となっている。

表一世帯類型別世帯数の推移

		平成	7年	平成1	7年	平成2	7年	沖縄県(平	成27年)
		一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比
総数		4,368	100%	5,089	100%	5,519	100%	559,215	100%
A 親族世帯		3,662	83.8%	4,054	79.7%	4,199	76.1%	369,332	66.0%
I 核 家 族	世帯	3,040	69.6%	3,427	67.3%	3,631	65.8%	327,514	58.6%
① 夫 婦 の み の	世帯	554	12.7%	785	15.4%	955	17.3%	86,079	15.4%
②夫婦と子供から成	える世帯	1,949	44.6%	2,029	39.9%	1,962	35.5%	170,639	30.5%
③ 男 親と子供から成	る世帯	97	2.2%	111	2.2%	139	2.5%	10,546	1.9%
④女親と子供から成	える世帯	440	10.1%	502	9.9%	575	10.4%	60,250	10.8%
Ⅱ そ の 他 の 親 游	世帯	622	14.2%	627	12.3%	568	10.3%	41,818	7.5%
⑤夫婦と両親から成	える世帯	7	0.2%	13	0.3%	12	0.2%	778	0.1%
⑥夫婦とひとり親から」	成る世帯	40	0.9%	54	1.1%	41	0.7%	3,226	0.6%
⑦夫婦,子供と両親から	成る世帯	79	1.8%	48	0.9%	56	1.0%	2,954	0.5%
⑧夫婦,子供とひとり親か世帯		183	4.2%	154	3.0%	108	2.0%	7,697	1.4%
⑨夫婦と他の親族(親, - まない)から成る世帯	子供を含	20	0.5%	23	0.5%	30	0.5%	1,773	0.3%
⑩夫婦,子供と他の親族 まない)から成る世帯	(親を含	60	1.4%	84	1.7%	77	1.4%	6,193	1.1%
①夫婦,親と他の親族(- まない)から成る世帯	子供を含	13	0.3%	7	0.1%	18	0.3%	769	0.1%
⑫夫婦, 子供, 親と他の 成る世帯	親族から	102	2.3%	69	1.4%	54	1.0%	2,395	0.4%
⑬兄弟姉妹のみから)	成る世帯	31	0.7%	55	1.1%	58	1.1%	6,424	1.1%
④他に分類されない業	見族世帯	87	2.0%	120	2.4%	114	2.1%	9,609	1.7%
B 非親族世帯		18	0.4%	30	0.6%	50	0.9%	7,285	1.3%
C 単独世帯		688	15.8%	1,005	19.7%	1,270	23.0%	180,974	32.4%
単身 母子世帯		101	2.3%	132	2.6%	133	2.4%	14,439	2.6%
世帯 父子世帯		30	0.7%	21	0.4%	22	0.4%	1,738	0.3%
65歳以上親族のいる一般	设世帯	1,128	25.8%	1,667	32.8%	2,068	37.5%	183,202	32.8%
高齢夫婦世帯		157	3.6%	340	6.7%	497	9.0%	41,009	7.3%
高齢単独世帯		174	4.0%	314	6.2%	437	7.9%	51,710	9.2%

<sup>※</sup>一般世帯数は、「施設などの世帯」を除いた数

資料 国勢調査

# (2) 高齢者人口の状況

3階層別人口構造をみると、平成27年の15歳未満人口は2割弱(15.8%)、15~64歳人口は約6割(60.6%)、65歳以上人口は2割強(23.6%)となっている。沖縄県の値と比較すると、15歳未満で1.5ポイント、15~64歳人口が1.6ポイント低い一方で、65歳以上人口の割合が3.1ポイント高くなっている。

北中城村の平成7年と平成27年を比較すると、64歳以下の人口割合が減少している一方、65歳以上の人口割合が12.9%から23.6%と2倍近く増加し、これまでにない超高齢社会を迎えている。

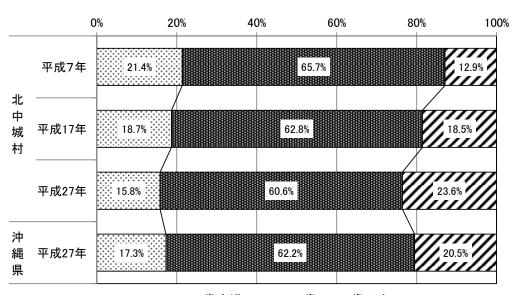


図-3階層別人口構造

□15歳未満 ■15~64歳 □65歳以上

表一3階層別人口構造

			442 MIL	3階層別人口			
			総数	15歳未満	15~64歳	65歳以上	
	平成 7年	人数	15,023	3,211	9,875	1,937	
北	十八 / 十	割合	100%	21.4%	65.7%	12.9%	
中	平成17年	人数	15,790	2,948	9,914	2,928	
城村	十八八十	割合	100%	18.7%	62.8%	18.5%	
ניד	平成27年	人数	16,039	2,540	9,721	3,778	
	十成274	割合	100%	15.8%	60.6%	23.6%	
ı	平成27年	人数	1,433,566	247,206	892,109	294,251	
県	十成2/年	割合	100%	17.3%	62.2%	20.5%	

※総数には「不詳」は含まない

資料 国勢調査

#### (3) 障がい者の状況

#### 1) 障がい者の状況

本村の身体障がい者の手帳所持の状況を平成 27 年度でみると全体で 934 人が所持 している。手帳別の内訳をみると、身体障害者手帳が 643 人で多く、以下、精神障害 者保健福祉手帳 (178 人)、療育手帳 (113 人) となっている。

平成 23 年から平成 27 年度までの推移をみると、全体で 856 人から 934 人で 78 人 増加している。

主に増加した手帳別の内訳でみると、身体障害者手帳が 587 人から 643 人で 56 人 増、療育手帳が 93 人から 113 人で 20 人増となっている。

住民基本台帳人口に占める障害者手帳所持率は増加傾向であり、平成 24 年度の 5.0%から平成 27 年度では 5.5% となっている。

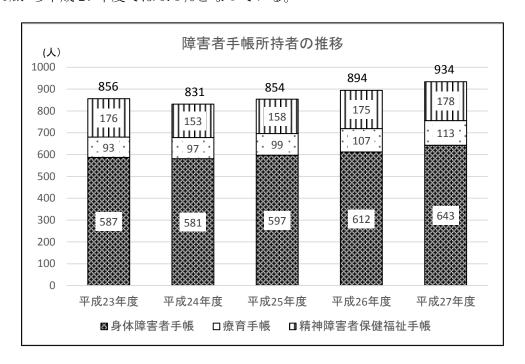


表-障害者手帳所持者数の推移

(単位:人•%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者手帳	587	581	597	612	643
療育手帳	93	97	99	107	113
精神障害者保健福祉手帳	176	153	158	175	178
合 計	856	831	854	894	934
住民基本台帳人口	16,508	16,547	16,620	16,811	16,924
障害者手帳所持率	5.2%	5.0%	5.1%	5.3%	5.5%

資料:福祉課(各年10月1日現在)

#### 2) 障害別身体障害者手帳所持者数

障害別の身体障害者手帳所持者の状況をみると、平成27年度では肢体不自由(上・下・体幹)が271人で多く、次いで内部機能障害(259人)、聴覚・平衡機能障害(77人)と続いている。

平成23年度から平成27年度までの推移をみると、肢体不自由(上・下・体幹)で235人から271人で36人の増加、内部機能障害で249人から259人で10人、聴覚・平衡機能障害で69人から77人で8人とそれぞれ増加している。

#### 表-障害別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
視覚障害	29	32	32	32	32
聴覚•平衡機能障害	69	69	68	72	77
音声・言語・そしゃく機能障害	5	4	4	4	4
肢体不自由(上・下・体幹)	235	232	243	258	271
内部機能障害	249	244	250	246	259
合 計	587	581	597	612	643

資料:福祉課(各年10月1日現在)

# 3) 障害程度別療育手帳所持者数 (知的障がい者)

障害程度の身体障害者手帳所持者の状況をみると、平成27年度ではB2(軽度)が40人で多く、次いでB1(中度)29人、A2(重度)28人と続いている。

平成23年度からの平成27年度までの推移をみると、B2(軽度)で27人から40人と13人増加している。A1(最重度)及びA2(重度)はほぼ横ばいで推移している。

#### 表-障害程度別療育手帳所持者数の推移(知的障がい者)

(単位:人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A1(最重度)	14	14	15	16	16
A2(重度)	28	26	27	27	28
B1(中度)	24	25	23	26	29
B2(軽度)	27	32	34	38	40
合 計	93	97	99	107	113

資料:福祉課(各年10月1日現在)

#### 4) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況をみると、平成27年度では2級が88人で多く、次いで、1級(65人)、3級(25人)と続いている。

平成 23 年度から平成 27 年度までの推移をみると、合計では大きな差異はみられないが、 1 級で 45 人から 65 人と 20 人増加している一方で、 2 級では 110 人から 88 人と 22 人減少している。

## 表-等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

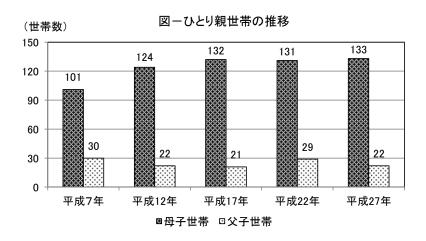
(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
1級	45	50	50	54	65		
2級	110	87	85	90	88		
3級	21	16	23	31	25		
合 計	176	153	158	175	178		

資料:福祉課(各年10月1日現在)

#### (4)ひとり親世帯の状況

北中城村の平成 27 年のひとり親世帯は 155 世帯、そのうち母子世帯は 133 世帯、 父子世帯は 22 世帯となっている。母子世帯は平成 7 年から平成 17 年まで増加傾向 にあったが、現在は 130 世帯程度でほぼ横ばいとなっている。また、父子世帯は 20 世帯代で推移している。



平成 26 年の離婚件数は 38 件となっており、調査年でみると各年で 30~40 件程度 で推移している。

離婚率(人口千対)は、平成17年以降の推移をみると減少傾向となっており、全国平均よりは高いものの沖縄県や中部地区でみると低くなっている。

表一離婚件数及び離婚率の推移

年次	離婚件数	離婚率(人口千対)					
平久	北中城村	北中城村	中部地区	沖縄県	全国		
平成7年	23	1.60	2.40	2.22	1.66		
平成12年	38	2.51	2.74	2.74	2.10		
平成17年	48	3.09	2.99	2.71	2.08		
平成22年	30	1.82	2.61	2.58	1.99		
平成26年	38	2.32	2.61	2.53	1.77		

※中部地区における平成12年以前の離婚率はコザ保健所、石川保健所によるもの 資料 人口動態統計の概況・衛生統計年報

# (5) 就業の状況

就業構造を大分類でみると、平成12年の第3次産業の割合は8割弱(76.9%)であったが増加を続け、平成22年では8割強(81.0%)となっている。以下、第2次産業(17.7%)、第1次産業(2.5%)と続いており、都市的就業構造となっている。沖縄県と比較すると、第1次産業の割合が若干低いものの、それ以外では、ほぼ同様の就業構造となっている。

また、中分類による内訳をみると、「卸売・小売業」が 961 人と 2 割弱 (16.5%)で 最も高く、次いで「医療・福祉」(13.7%)、「建設業」(12.2%)、「サービス業 (他に 分類されないもの)」(11.9%)と続いている。

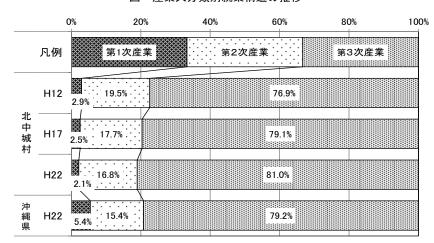


図-産業大分類別就業構造の推移

表-産業別就業の構造(中分類)

	平成22年					
	北中城村	割合(%)	沖縄県	割合(%)		
総数	5,808	100.0	528,167	100.0		
第1次産業	124	2.1	28,713	5.4		
農業	114	2.0	25,777	4.9		
林業	1	0.0	204	0.0		
漁業	9	0.2	2,732	0.5		
第2次産業	978	16.8	81,142	15.4		
鉱業,採石業,砂利採取業	-	_	246	0.0		
建設業	711	12.2	53,090	10.1		
製造業	267	4.6	27,806	5.3		
第3次産業	4,706	81.0	418,321	79.2		
電気・ガス・熱供給・水道業	38	0.7	3,099	0.6		
情報通信業	120	2.1	11,490	2.2		
運輸業, 郵便業	263	4.5	28,148	5.3		
卸売・小売業	961	16.5	86,419	16.4		
金融•保険業	117	2.0	11,215	2.1		
不動産業,物品賃貸業	121	2.1	10,843	2.1		
学術研究、専門・技術サービス業	166	2.9	15,915	3.0		
宿泊業, 飲食サービス業	482	8.3	46,797	8.9		
生活関連サービス業、娯楽業	261	4.5	23,517	4.5		
医療, 福祉	798	13.7	70,223	13.3		
教育, 学習支援業	350	6.0	29,884	5.7		
複合サービス事業	60	1.0	3,831	0.7		
サービス業 (他に分類されないもの)	692	11.9	45,570	8.6		
(他に分類されないもの) 公務 (他に分類されないもの)	277	4.8	31,370	5.9		
分類不能の産業	436	7.5	50,462	9.6		

資料 国勢調査

# (6) 福祉関連施設等の立地状況

福祉関連施設の立地状況 (重複あり) をみると、公共・公的施設等が 43 箇所、子育 て関連活動拠点が 25 箇所、高齢者関連活動拠点が 24 箇所、障害者関連活動拠点が 11 箇所、健康づくり関連活動拠点が 12 箇所となっており、比嘉を除く各字の集落 内または集落に隣接して配置されている。

施設分布を概観すると、国道 329 号側には子育て関連活動拠点の立地が少ない状況がうかがえる。また、1つの施設で複数の機能を持つ施設が 27 箇所あり、児童や健康づくりに関しては、公民館や学校等の公共施設を活用して機能が配置されていることがわかる。

#### 1. 公共•公的施設等

1. AA	•公的施設等		
図面番号	名 称	住所(字)	備考
	北中城村役場	喜舎場426-2	
-2	北中城村総合社会福祉センター	仲順451	
-3	北中城村社会福祉協議会	仲順451	
-4	北中城村立体育館	喜舎場253	
-5	北中城村しおさい公苑	熱田2070-7	
-6	北中城村若松公園	安谷屋131	
-7	北中城村渡口みどり公園	渡口362	
-8	北中城村渡口多目的広場	渡口457-1	
	村立喜舎場保育所	喜舎場240	公立 認可保育所
-10	社会福祉法人つなぐ保育園	喜舎場1034	私立 認可保育所
-11	社会福祉法人百登保育園	島袋1927-1	II .
	社会福祉法人すてら保育園	仲順376-11	II .
-13	ピーターパン沖縄ライカム	イオンモール沖縄ライカム内2階	地域型保育(事業所内保育所)
-14	仲順児童館	仲順60	
-15	島袋児童館	島袋215	
-16	子育て支援センター きたなかぐすく	喜舎場241	
-17	北中城村地域ゆいま一る創造館	渡口457-3	
-18	老人デイサービスセンター しおさい	美崎262	
-19	北中城村立 北中城幼稚園	喜舎場255-1	
-20	学校法人愛海学園 アリス幼稚園	美崎163	私立 認定こども園(幼保連携型認定こども園)
-21	北中城村立 北中城小学校	喜舎場1	
-22	北中城村立 島袋小学校	島袋1234	
	学校法人沖縄三育学院 沖縄三育小学校	荻道275-1	私立
	北中城村立 北中城中学校	喜舎場306	
	沖縄県立 北中城高校	渡口1997-13	
-26	沖縄県立 沖縄ろう学校(幼稚部~高等部)	屋宜原415	特別支援学校:聴覚障害
	あやかりの杜	喜舎場1214	
-28	北中城村立 中央公民館	仲順435	
-29	喜舎場公民館	喜舎場75	
-30	仲順公民館	仲順60	
-31	熱田公民館	熱田67	
	和仁屋公民館	和仁屋174	
	渡口公民館	渡口55	
-34	島袋公民館	島袋102	
	屋宜原公民館	屋宜原620	
-36	瑞慶覧公民館	瑞慶覧416	
-37	石平公民館	安谷屋2151	
	安谷屋公民館	安谷屋223	
	荻道公民館	荻道79	
	大城公民館	大城86	
	県営北中城団地集会所	熱田2070-15	
	美崎集会所	美崎209	
-43	北中城郵便局	喜舎場386-2	

#### 2. 子育て関連活動拠点

<u> </u>	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		
図面番号	名 称	住所(字)	備考
-1	村立喜舎場保育所	喜舎場240	認可保育所
-2	社会福祉法人つなぐ保育園	喜舎場1034	<i>II</i>
-3	百登保育園	島袋1927-1	II .
-4	社会福祉法人すてら保育園	仲順376-11	II .
-5	ピーターパン沖縄ライカム	イオンモール沖縄ライカム内2階	地域型保育(事業所内保育所)
-6	リトルエンジェルズ保育園	島袋530-1	認可外保育園
-7	キッズキャンパス保育園	屋宜原715-2	II .
-8	チェリーブロッサムトドラーセンター	荻道269	II .
-9	チェリーブロッサムプレスクール	荻道269	II .
-10	エデュケアインターナショナルプレスクール	安谷屋1427	II .
-11	子育て支援センター きたなかぐすく	喜舎場241	地域子育て支援センター
-12	喜舎場公民館	喜舎場75	ふれあい子育てサロン
-13	島袋公民館	島袋102	II .
-14	安谷屋公民館	安谷屋223	II .
-15	北中城村総合社会福祉センター	仲順451	II .
-16	島袋児童館	島袋215	II .
-17	和仁屋公民館	和仁屋174	II .
-18	大城公民館	大城86	II .
-19	学童ふれあいクラブ(旧 パークサイド児童学園)	安谷屋1067-2	学童クラブ
-20	アリス学童クラブ	美崎148	II .
-21	すてら学童クラブ	仲順376-11	II .
-22	仲順児童館	仲順60	児童館
-23	島袋児童館	島袋215	II .
-24	北中城村立 北中城小学校	喜舎場1	放課後子ども教室
-25	北中城村立 島袋小学校	島袋1234	II .

# 3. 高齢者関連活動拠点

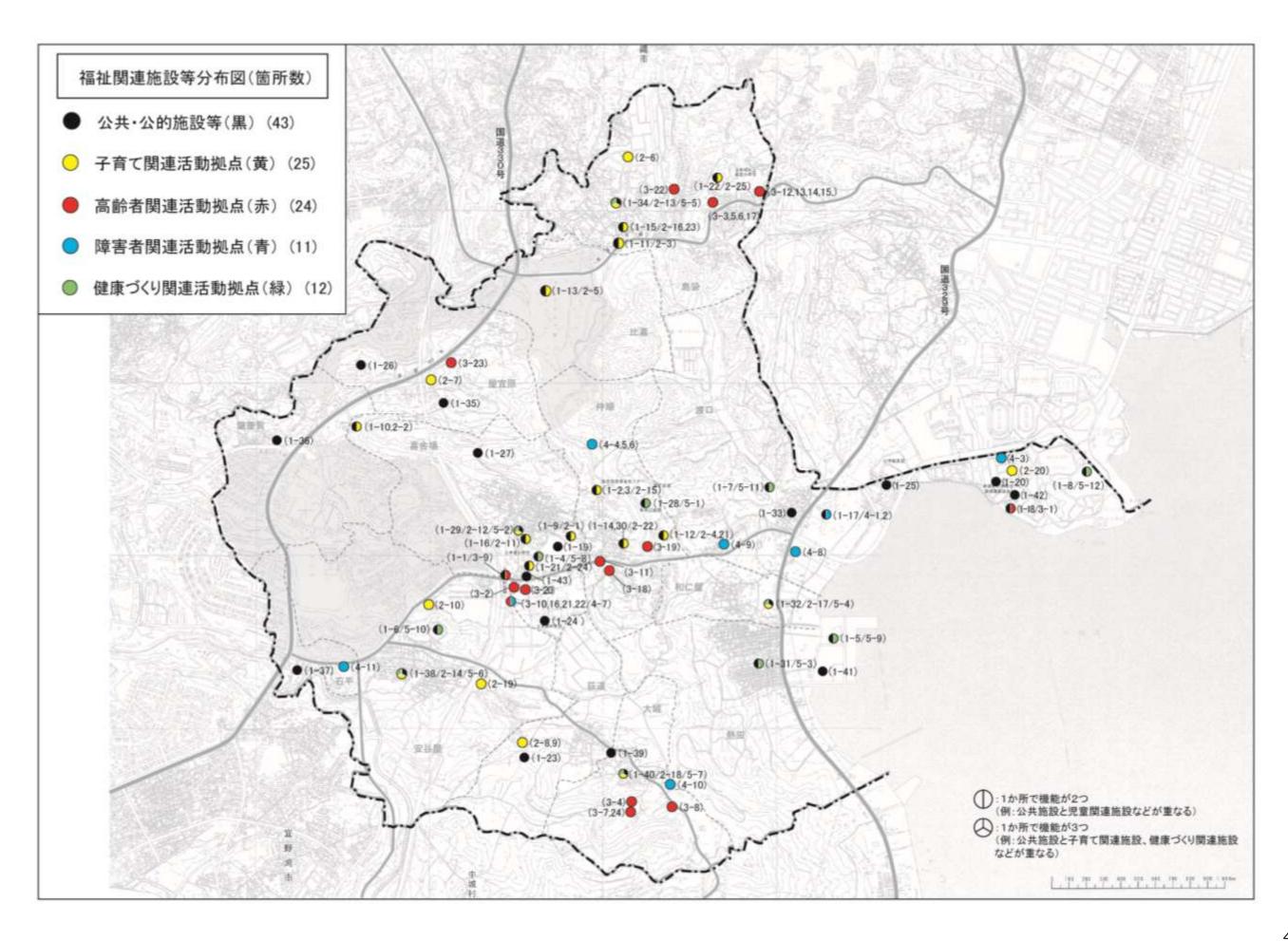
図面番号	名 称	住所(字)	備考
-1	老人デイサービスセンター しおさい	美崎262	
-2	あさひ薬局	喜舎場360-4	居宅療養管理指導、予防居宅療養管理指導
-3	愛の村デイサービスセンター	島袋1393	デイサービス、予防デイサービス
-4	特定医療法人アガペ会 北中城若松病院	大城311	ショートステイ(医療)、療養医療施設、訪問リハビリ、 居宅療養管理指導
-5	介護老人福祉施設 愛の村	島袋1393	老人福祉施設
-6	居宅介護支援事業所 愛の村	島袋1393	居宅介護支援
-7	介護老人保健施設 若松苑	大城327	ショートステイ(医療)、予防ショートステイ(医療)、老人保健施設、デイケア(休止)、予防デイケア(休止)
-8	グループホーム わかまつ	大城418-2	予防グループホーム、グループホーム
-9	北中城村地域包括支援センター	喜舎場426-2	予防支援
-10	ケアプランステーション ゆい	安谷屋1346-1	居宅介護支援
-11	ケアプランステーション りん	仲順226	居宅介護支援
-12	ごきげん現役養成倶楽部	島袋1253-4	予防デイサービス
-13	ごきげんデイサービス	島袋1253-4	デイサービス
-14	ごきげんリハビリクリニック	島袋1253-4	訪問リハビリ、デイケア、予防訪問リハビリ、予防デイ ケア
-15	ごきげんリハビリクリニック居宅介護支援事業所	島袋1253-4	居宅介護支援
-16	小規模多機能ホーム若松 きたなかぐすく	安谷屋1346-1	予防小規模多機能型、小規模多機能型
-17	短期入所生活介護事業所愛の村	島袋1393	ショートステイ(福祉)、予防ショートステイ(福祉)
-18	通所リハビリテーションきたなかぐすく	仲順231-1	デイケア、予防デイケア
-19	デイサービスふくとく	仲順375-1	デイサービス、予防デイサービス
-20	ファミリークリニックきたなかぐすく	喜舎場360-1	訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、予防訪問リハビリ、予防居宅療養管理指導
-21	ヘルパーステーション若松	安谷屋1346-1	訪問介護、予防訪問介護
-22	訪問看護ステーション若松	安谷屋1346-1	訪問看護、予防訪問看護
-23	屋宜原病院	屋宜原722	訪問看護、訪問リハビリ、ショートステイ(医療)、居宅療養管理指導、療養医療施設、予防ショートステイ(医療)
-24	若松苑デイサービス	大城327	デイサービス、予防デイサービス

#### 4. 障害者関連活動拠点

· + + =	ロスたれめたか		
図面番号	名 称	住所(字)	備考
-1	北中城村地域ゆいま一る創造館	渡口457-3	
-2	障害者地域活動支援センターあざみ	渡口457-3	
-3	DOあわせガーデン	美崎133	生活介護
-4	彩風の杜居宅介護センター	仲順544-1	居宅介護、重度訪問介護
-5	生活介護センター 彩風の杜	仲順544-1	生活介護
-6	沖縄中央療護園	仲順544-1	短期入所、身体障害者入所療護施設
-7	ヘルパーステーション若松	安谷屋1346-1	居宅介護、重度訪問介護
-8	TEAM VILLAGE	渡口473-4	就労継続支援A型
-9	就労サポートセンターgift	渡口1903番地	就労継続支援A型
-10	サポートセンターみさき	大城170	就労継続支援B型
-11	楽学喜サポートアチェンド kitanakaOffice	安谷屋2191-4	就労継続支援B型

# 5. 健康づくり関連活動拠点(健診場所(各公民館)、公園など)

図面番号	名 称	住所(字)	備考
-1	北中城村立 中央公民館	仲順435	村民健診、婦人健診、乳児、1歳6ヵ月、3歳児、歯科
-2	喜舎場公民館	喜舎場75	村民健診、婦人検診
-3	熱田公民館	熱田67	村民健診、婦人検診
-4	和仁屋公民館	和仁屋174	村民健診
-5	島袋公民館	島袋102	村民健診、婦人検診
-6	安谷屋公民館	安谷屋223	村民健診、婦人検診
-7	大城公民館	大城86	村民健診
-8	北中城村立体育館	喜舎場253	
-9	北中城村しおさい公苑	熱田2070-7	
-10	北中城村若松公園	安谷屋131	
-11	北中城村渡口みどり公園	渡口362	
-12	北中城村渡口多目的広場	渡口457-1	



# (7) 各種団体等の活動状況

#### 1) 地域住民団体の状況

北中城村には14の自治会が組織されており、地域の伝統的な祭事行事の継承、環境美化など自治会ごとに特色ある活動を行っている。

自治会の住民登録世帯に対する世帯の加入割合は村全体で59.8%となっている(ただし、瑞慶覧のみ人口で表示)。県営団地が103.4%で最も高く、次いで、大城73.2%、喜舎場68.8%と続いている。最も低い地域は美崎で27.3%となっている。

老人クラブは村内 11 自治会で組織されており、高齢者の健康増進やレクリエーション等の活動を展開している。

婦人会は6自治会で組織され、地域の要として様々な活動を行っている。

青年会は11自治会で組織されており、各団体ともエイサーを活動の中心としており、地域行事等への参加などの活動を行っている。

子ども会は全ての自治会で組織されているが、地域によって会員数に差がみられる。

#### 表-地域団体等の状況

平成29年1月現在

	71-11	1, 07 NV									1 /90=0 1		
			自治会		老人クラブ		婦ノ	婦人会		青年会		子ども会	
		加入会員	住民登録	加入率	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	
		(世帯)	世帯	(%)		(人)		(人)		(人)		(人)	
喜名	舎 場	430	625	68.8	1	180	1	50	1	30	1	94	
仲	順	365	598	61.0	1	117	1	25	1	17	1	113	
熱	田	350	524	66.8	1	160	1	25	1	50	1	66	
和台	二屋	145	299	48.5	1	70	1	22	1	30	1	50	
渡		145	323	44.9	1	86	1	20	1	10	1	30	
島	袋	1,498	2,205	67.9	1	187	0	_	1	30	1	386	
屋頂	主 原	128	321	39.9	1	109	0	_	1	25	1	63	
瑞』	慶 覧	142 **1	268 **2	53.0	0	0	0	_	0	_	1	35	
石	平	83	173	48.0	1	56	0	_	1	10	1	4	
安名	全屋	370	756	48.9	1	146	0	_	1	25	1	116	
荻	道	138	217	63.6	1	86	0	_	1	18	1	64	
大	城	104	142	73.2	1	45	1	20	1	18	1	31	
県営	団地	120	116	103.4	0	0	0	_	0	_	1	39	
美	崎	75	275	27.3	0	0	0		0	_	1	50	
合	計	4,093	6,842	59.8	11	1,242	6	162 <sup>※3</sup>	11	263	14	1,141	

※1:瑞慶覧の内訳は正会員127人、準会員15人

資料:各団体事務局等

※2:「自治会」は瑞慶覧のみ人口268人で算定(参考:世帯数119世帯)

※3:婦人会は別途、賛助会員3人

#### 2) 各自治会における健康福祉人材の状況

民生委員・児童委員はこれまで美崎地域で不在となっていたが、平成28年12月の改正で同地域でも確保することができたことにより全ての14地域に配置することができた。しかし、29人の定員に対し26人と3人不足している状況である。

母子保健推進員は、瑞慶覧と荻道が兼任し、石平では不在の状況となっているが、他 の地域には配置されている。

介護予防事業サポーターや健康づくり推進員については配置されていない地域も多くみられる。

友愛訪問員については、全ての地域に配置されているが、地域によって人数にばらつきがある。

表-健康福祉人材の状況 平成29年1月5								
	民生委員 児童委員	母子保健 推進員	介護予防事業 サポーター	健康推進員	友愛訪問員	地域公民館 (名称確認)		
喜 舎 場	3	3	2	1	6	喜舎場公民館		
仲 順	2	2	2	1	4	仲順公民館		
熱 田	2	2	1	2	6	熱田公民館		
和仁屋	2	1	1	1	4	和仁屋公民館		
渡 口	2	1		1	4	渡口公民館		
島 袋	4	4	6	2	5	島袋公民館		
屋宜原	1	1		1	3	屋宜原公民館		
瑞慶覧	1	0.5 **2			1	瑞慶覧公民館		
石 平	1				3	石平公民館		
安谷屋	2	2		3	4	安谷屋公民館		
荻 道	1	0.5 **2			3	農村集落センター		
大 城	1	1		2	4	大城公民館		
県営団地	1	1			1	集会所		
美崎	1	1	2		1	建築中		
合 計	24 **1	20	14	14	49			

※1:民生委員児童委員は、地域以外に別途主任児童委員2名おり、全体で26名

※2:母子保健推進員は、瑞慶覧と荻道を兼務していることから「0.5人」で算定

資料:福祉課、健康保険課、社会福祉協議会

# 3) ボランティア団体の把握

現在、北中城村社会福祉協議会にボランティア団体として登録している団体は 15 団体、2,951人となっている。社会福祉協議会に登録している団体ということもあり、活動内容は地域の福祉活動、福祉施設への訪問、障がい者への支援等福祉活動が多くなっており、小学生から高齢者まで幅広い年齢層の方が関わっている。

表-北中城村社会福祉協議会登録ボランティア団体一覧表

2	ボランティア ひまわり会 舞の会 手話サークルかけ 橋 手話サークル若松 手話ダンスまーい 朗読ボランティア	7 7 8 9	介護保険施設・若松苑で、 ・毎週水曜日におやつ作りの手伝い ・毎月1回、喫茶ボランティア 琉球舞踊の舞台披露ボランティア 手話学習、村や社協、各種団体の行事な どの手話通訳をします。 手話学習、村や社協、各種団体の行事な どの手話通訳をします。	・毎週水曜の2~4時 ・老人保健施設・若松苑 ・随時 ・手話学習:毎週水曜の 午後2~4時に総合社 会福祉センター ・手話学習:毎週水曜の 午後8~10時に総合社					
3	手話サークルかけ 橋 手話サークル若松 手話ダンスまーい	8	手話学習、村や社協、各種団体の行事などの手話通訳をします。 手話学習、村や社協、各種団体の行事な	<ul> <li>・手話学習:毎週水曜の 午後2~4時に総合社 会福祉センター</li> <li>・手話学習:毎週水曜の</li> </ul>					
4 = 5 = 6 E	橋 手話サークル若松 手話ダンスまーい	9	どの手話通訳をします。 手話学習、村や社協、各種団体の行事な	午後 2~4 時に総合社 会福祉センター ・手話学習:毎週水曜の					
5 = 6	手話ダンスまーい								
6		G		会福祉センター					
6	朗読ボランティア	Ü	ダンス練習、村や社協、各種団体の行事 などの手話ダンス余興活動をします。	・手話ダンス練習:毎週 水曜の午後3~5時に 総合社会福祉センター					
	サークルみみずく	7	声の広報誌作り	<ul><li>・村広報誌発行の日に 総合社会福祉センター</li></ul>					
7	うた声サークル虹	27	合唱披露ボランティア、各種団体行事へ の参加	・歌発声活動:第2・4月 曜の午後2~4時に総 合社会福祉センター					
8 1	草の根会	4	福祉施設等でのオムツあて布カットボランティア、古着の回収、古紙回収等	<ul><li>第2・4月曜の午後2~ 4時に総合社会福祉セン ター</li></ul>					
u	民生委員児童委員 協議会	26	高齢者福祉部、障がい者福祉部、児童福祉部に分かれ社協や行政等と協力し、地域福祉活動を行う	・随時活動。・定例会は毎 月第1水曜の2~4時、 総合社会福祉センター					
1 ( )	各字の友愛訪問グ ループ	26	字の民生委員、婦人ボランティア、老人 クラブボランティアが協力して独居や寝 たきりのお年寄りの家を訪問する	・1~2週に1回程度、グ ループに分かれて訪 問					
11 1	村赤十字奉仕団	58	村や社協の行事へ協力、施設訪問、献血 推進	・随時					
1 1 2 1 1	村老人クラブ連合 会	1, 242	各字の老人クラブが輪番で中央公民館と 総合福祉センターの草刈り、美化活動	・中央公民館:第2金曜 ・福祉センター:第4金曜					
13	小中学校	1, 091	【北中城小学校、島袋小学校、沖縄三育 小学校、北中城中学校】環境活動、地域 活動、募金活動、福祉行事への協力など	・随時					
14	北中城高等学校	278	ボランティア部活動、環境活動、地域活動、収集活動、福祉行事への協力など	・随時					
15	ソーシャルワーク 専門学校	155	施設活動、地域活動	· 随時					
	15 団体 2, 951 人								

資料: 高齢者の地域資源マップ (平成28年4月)、会員数については北中城村社会福祉協議会

#### 4) NPO法人の状況

平成 28 年 12 月末現在の北中城村内のNPO法人認定数は5団体となっており、その うち「1. 福祉関連の活動(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)」に取り組んでいる団体 は2団体であるが、全団体で、「13.子どもの健全育成を図る活動」が行われている。

NPO法人については、特定の目的を持って組織化された団体で意欲的に活動しているところもあるため、地域福祉の担い手としての連携の強化を図っていく必要がある。

# ■NPO法人一覧

NPO法人名 (設立認証日)	所在地	目的	活動の 種類
エンカレッジ (2007/12/7)	渡口	この法人は、生活保護世帯の子供(要保護)と要保護に準ずる程度に困窮していると認めた家庭の子供(準要保護)に対して、高度な教育機会を与える事業を行い、また一般の人々も含めての教育相談やシンポジウム等を行い、沖縄の教育レベル向上に寄与することを目的とする。	2、3、 10、13、 19
KID'sサポート いっぽ (2009/3/11)	和仁屋	この法人は、発達障がい児(者)に対して、ひとりひとりの個性を大切に自立訓練及び支援活動を行い、発達障がい児(者)の福祉の向上に寄与することを目的とする。	1, 2, 13
チーム北中城ネット (2010/9/27)	和仁屋	この法人は地域団体の活動や、あらゆる分野の様々な要求に答えられる活動ができるように、多様な人材の連携活用をはかり、新たに村民活動や事業活動を行おうとする団体及び個人に対し、相互の情報交換をすることにより、地域住民の自発的な社会活動を推進し豊かなコミュニティづくりの形成に寄与することを目的とする。	2, 3, 6, 13, 19
児童福祉ネットワーク (2011/10/18)	渡口	この法人は、沖縄県民に対して、発達障がいの正しい理解と推進を目指し、障がいの特性にあわせた自立支援活動を行う。また、家族、医療、福祉及び教育等の各関係機関と連携を図り、子供の人権及び福祉の推進に寄与することを目的とする。	1, 2, 10, 13, 19
あやのふぁ (2013/9/26)	渡口	この法人は、途絶えつつある沖縄県のうちな一ぐちを次世代に引き継ぐため、うちな一ぐちの調査研究・指導者育成・新たな活用方法の開発・促進に関する事業を行い、その保存・継承を目的とする。	2, 6, 13, 19

資料 内閣府 N P O ホームページ (2016 年 12 月 7 日現在)

# ■活動の種類

- 1.保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2. 社会教育の推進を図る活動
- 3. まちづくりの推進を図る活動
- 4. 観光の振興を図る活動
- 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7. 環境の保全を図る活動
- 8. 災害救援活動
- 9. 地域安全活動
- 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

- 11. 国際協力の活動
- 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13. 子どもの健全育成を図る活動
- 14. 情報化社会の発展を図る活動
- 15. 科学技術の振興を図る活動
- 16. 経済活動の活性化を図る活動
- 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18. 消費者の保護を図る活動
- 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

# (8) 公共バス

本村内を運行する公共バスは国道 329 号の上下線で 144 本、国道 330 号の上下線で 628 本、東西に横断する宜野湾北中城線(県道 81 号線)の上下線で 64 本となっている。村内のその他の道路については、公共バスは走行していないことから、公共バスの利用が不便な地域もある。

#### 図-村内のバス網図



資料:沖縄本島バスルートマップ(一般社団法人沖縄県バス協会)平成28年3月現在

# 2. 住民ニーズの把握

# (1) 村民アンケート調査の実施

## 1)調査の目的

本調査は、平成23年4月に策定した「第三次北中城村地域福祉計画」の計画満了に伴う新たな計画「第四次北中城村地域福祉計画」を策定するため、村民の暮らしの 状況やニーズ等を把握し、計画へ反映させることを目的に実施した。

なお、村民の意識等の変化を把握するため、必要に応じて平成22年に実施した『前 回調査』と比較を行っている部分もある。

## 2)調査の対象者および調査方法

北中城村に居住する 16 歳以上 79 歳までの村民 1,400 人を住民基本台帳から無作為 抽出し、各年代 200 人ずつを対象に調査を実施した。

調査方法は、郵送による配布、回収を行った。

#### 3)調査時期

平成28年7月28日(木)~8月19日(金)

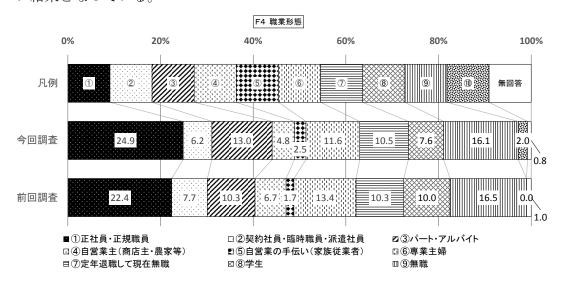
#### 4) 回収状況

配布数 1,400 件のうち有効回収数は 354 件、有効回収率は 25.3%となっている。 (前回調査も同じ条件で 1,400 件を配布し、有効回収数 478 件、有効回収率 34.1% であった。)

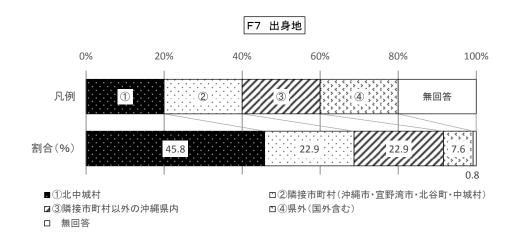
## ●調査結果概要

#### 1)回答者について

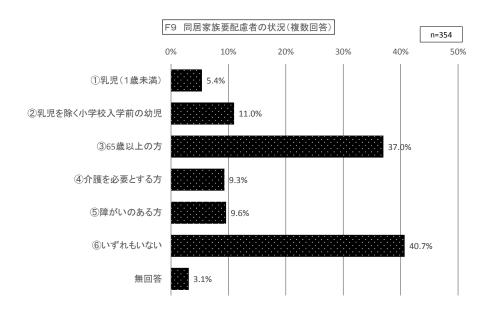
- 女性の割合が約6割となっている。
- ・年齢別では「70歳以上」で3割弱、「50歳代」、「60歳代」で2割弱、「30歳代」、「40歳代」で1割強、「10歳代」、「20歳代」で1割弱となっており、年代が若くなるにつれて回答者が少ない傾向にある。
- ・職業形態をみると、高年齢者が多いことから、収入を得る職業に就いていない回答者(⑥+⑦+⑨)で約4割を占めている。前回調査と比較しても、大きな差異のない結果となっている。



- ・世帯構成については、「2世代世帯」が5割弱、「1世代世帯」(2割強)、「3世代世帯」(約1割)となっている。
- ・回答者の7割強が「持ち家(一戸建て+マンション)」に居住している。
- ・出身地をみると、「北中城村」が5割弱、「隣接市町村」及び「隣接市町村以外の沖縄県内」がそれぞれ2割強、「県外(国外含む)」が1割弱となっている。



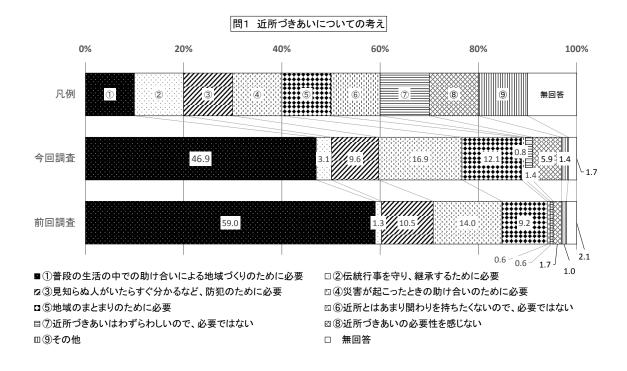
・同居家族の要配慮者の状況をみると、半数以上の世帯で乳幼児や高齢者等の配慮を 要する同居者がいる状況である。



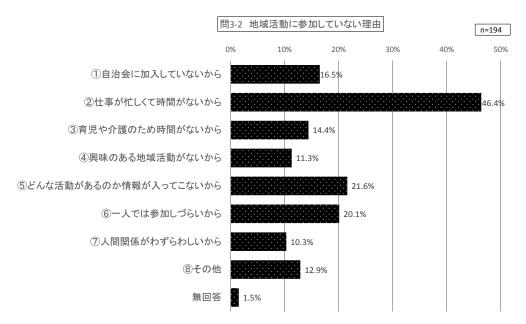
#### 2) 住んでいる地域について

・近所づきあいについて、「普段の生活の中での助け合いによる地域づくりのために 必要」(5割弱)、「災害が起こったときの助け合いのために必要」(2割弱)、「地域 のまとまりのために必要」(1割強)となっている。

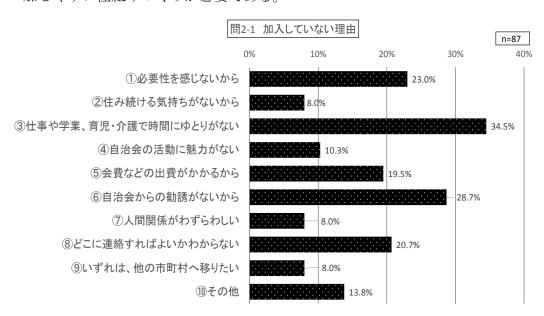
前回調査と比較すると「普段の生活の中での助け合いによる地域づくりのために 必要」が約12ポイント減少している。



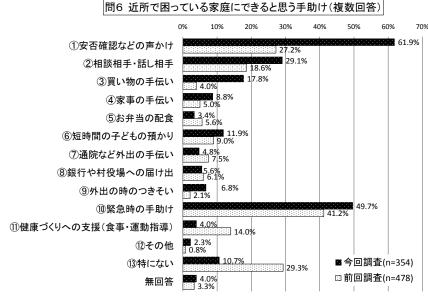
- ・自治会には8割弱が加入している。年代別では『60歳代以上』で8割以上、他の年代でも6割以上が加入しているが、「30歳代」は5割強にとどまっている。
- ・一方で、加入していない理由をみると、「自治会からの勧誘がないから」(3割弱)、「どこに連絡すればよいかわからない」(約2割)となっていることから、自治会加入促進に関する情報提供等を行うことで、自治会への加入が増加する可能性があると考えられる結果となっている。



- ・参加している地域活動について、「自治会・婦人会・子ども会・老人会などの活動」 で3割強と最も多くなっている。一方で、地域活動にほとんど参加していないとの 回答が5割強を占めている。
- ・地域活動にほとんど参加していない理由をみると、「仕事が忙しくて時間がないから」が5割弱で最も高くなっている。また、「どんな活動があるのかわからない」や「一人では参加しづらいから」との意見がそれぞれ2割程度あったことから、参加しやすい仕組みづくりが必要である。



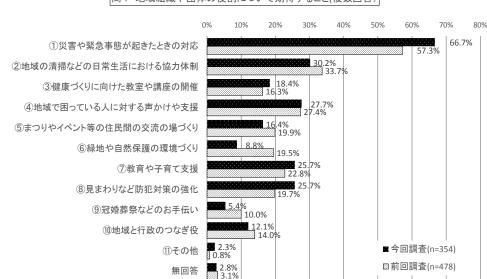
- ・地域組織や団体の役割について期待することについてみると、最も高くなっている 災害や緊急事態の対応以外に、「地域で困っている人への声かけや支援」や「教育 や子育て支援 | 及び「防犯対策の強化」などが3割弱と高くなっている。
- ・前回調査と比較すると、「災害や緊急事態が起きたときの対応」で約9ポイント増 加している。
- ・困ったときに地域で手伝ってほしいことは、「災害時の手助け」(4割弱)、「安否確 認などの声かけ」(約3割)で高くなっている。一方で、「特にない」は3割強みら
- ・地域で手助けをお願いしたい人は、「となり近所の人」(4割強)、「友人・知人」(4 割弱)、「地域のボランティア団体など」(3割強)で高くなっている。



#### 3) 日常生活や地域生活について

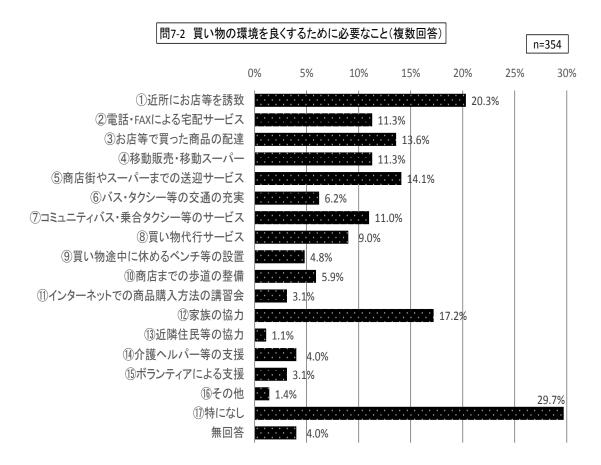
・近所で困っている家庭にできると思う手助けについてみると、となり近所の介助・ 介護・子育て等で困っている家庭に対し、回答者の8割以上はなんらかの手助けが できると回答していることから、この方々を見守りなどの活動に繋げられるよう呼 びかけなどの取り組みが必要。

前回調査と比較すると、「安否確認などの声かけ」が2倍以上と大幅に増加して いる。



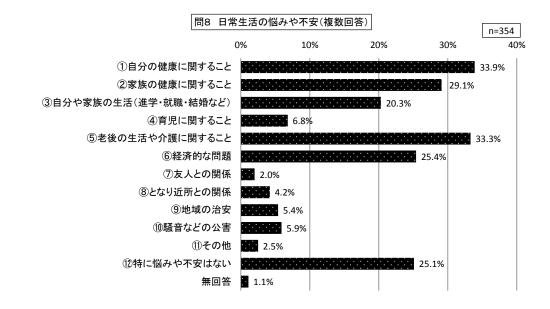
問4 地域組織や団体の役割について期待すること(複数回答)

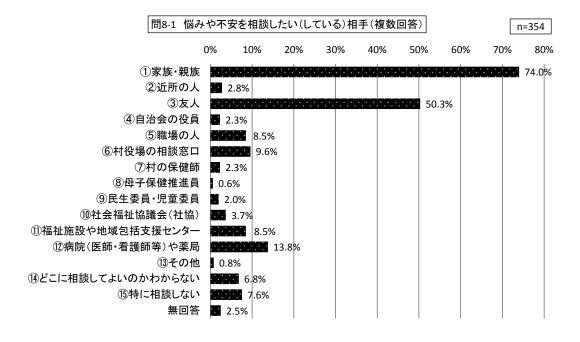
- ・日常の買い物場所は「近所のショッピングセンター」(8割弱)で圧倒的に多く、 以下、「②近所のコンビニエンスストア」及び「遠くのスーパー、ショッピングセンター」(それぞれ2割強)と続いている。
- ・日常の買い物に不便を感じている年代として、「10歳代」(約6割)と「70歳以上」 (4割強)が、他の年代と比べて高くなっている。
- ・買い物の環境を良くするために必要なことについてみると、「近所にお店等を誘致」 (約2割)で多く、以下、「⑫家族の協力」(2割弱)と続いている。一方で、「⑰特 になし」も約3割みられた。



#### 4) 相談支援体制の充実について

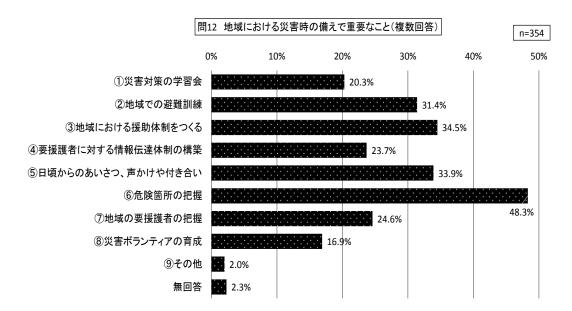
- ・「生活困窮者自立支援制度」について、半数近くの方が名前も内容も知らず、名前 や内容を知っている方は1割強となっている。また、「沖縄県就職・生活支援パー ソナルサポートセンター中部」についても8割弱の方が知らない状況であることか ら、継続的に周知を図っていく必要がある。
- ・日常生活の悩みや不安をみると、「自分の健康に関すること」及び「老後の生活や 介護に関すること」がそれぞれ3割強で高く、次いで、「家族の健康に関すること」 (3割弱)と続いている。
- ・日常生活の悩みや不安を相談する相手をみると、「家族・親族」(7割強)、「友人」 (約5割)で高くなっている。一方で、「どこに相談して良いのかわからない」が 1割弱みられることから、悩みを一人で抱えている状況もうかがうことができる。



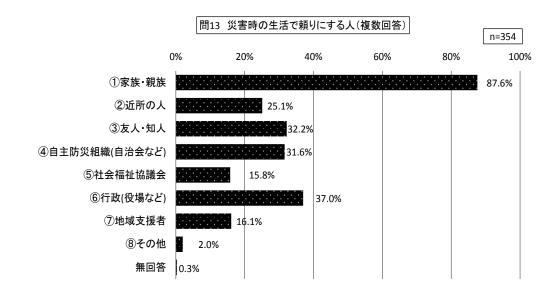


#### 5) 災害時における助け合いについて

- ・自宅近くの避難場所を知らない方が4割弱と多い状況であることから、避難場所の 周知が必要である。
- ・災害時要援護者への登録希望について、70歳以上の高齢者で「将来、自力で避難できなくなったら登録したい」が6割以上、「よくわからない」と回答した方が2割強あったことから、登録制度の普及啓発を図っていく必要がある。
- ・地域における災害時の備えで重要なことについてみると、「危険箇所の把握」が5 割弱で最も高く、以下、「地域での援助体制づくり」や「日頃からのあいさつ・声か け」(それぞれ3割強)の回答が多かったことから、その取り組みが必要である。

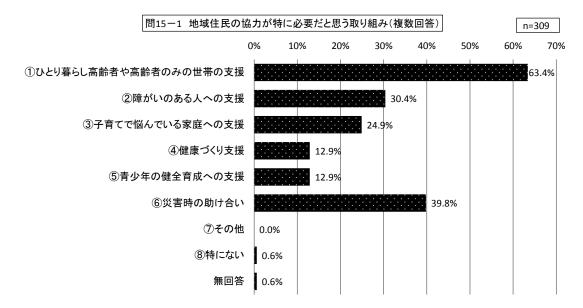


・災害時の生活において、頼りにする人・団体については9割弱の方が「家族・親族」 と回答している。

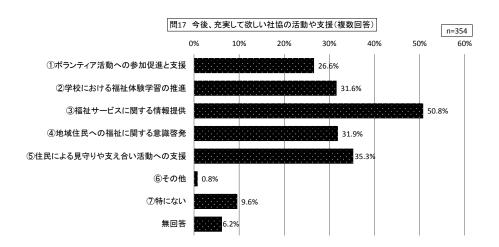


#### 6) 福祉に関する意識、地域福祉に関わる団体等について

- ・7割強が福祉に『関心がある(「とても関心がある」+「ある程度関心がある」)』と回答しており、年代が高くなるにつれて割合が高くなっている。特に関心のある分野としては「高齢者に関する福祉」(7割)、「子どもに関する福祉」(6割弱)、「障がい児(者)に関する福祉」(約5割)となっている。
- ・地域の暮らしの中で、障がい者や高齢者の生活、子育て、健康づくり、防災・防犯 に関する問題等に関して、9割弱が地域住民の支え合いが必要であると考えている。 約1割が「わからない」と回答しており、年代が若くなるにつれて割合が高くなっ ている。
- ・地域住民の協力が特に必要だと思う取り組みについてみると、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の支援」が6割強で最も高く、以下、「災害時の助け合い」 (約4割)、「障がいのある人への支援」(約3割)が続いている。
- ・そのために、北中城村が行う必要がある支援として、「地域の人々が知り合う機会 (交流の場)を増やす」及び「お互いに人格を認め合いながらともに生きる地域づ くりをする」が4割弱、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」及び「自 治会や学校区などの活動への参加促進や参加支援」が3割強と高くなっており、活 動のきっかけづくりへの支援を求める回答が高くなっている。

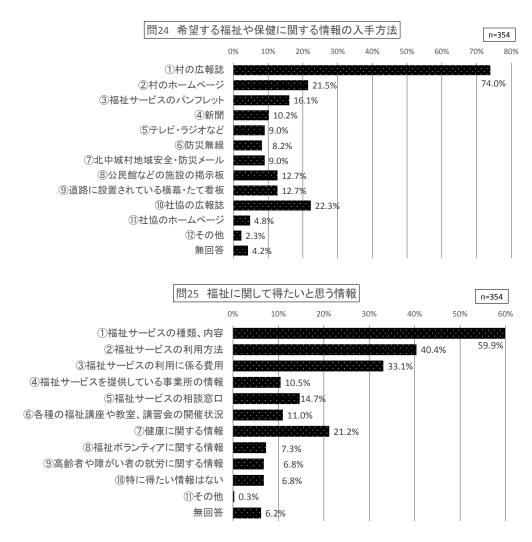


- ・地域福祉に関わっている「民生委員児童委員」、「母子保健推進員」、「健康推進員」 の活動内容を知らないとの回答が6割~7割程度あったことから、活動内容の周知 強化や必要としている方とのマッチングを図る必要がある。
- ・第三次北中城村地域福祉計画の「計画の名前も内容もわからない」が8割以上となっている。
- ・知っている北中城村社会福祉協議会(以下、「社協」)の取り組みについて「共同募金運動(赤い羽根・歳末たすけあい)」(7割強)、「老人デイサービスセンターしおさい」(5割弱)、「障害者地域活動支援センターあざみ」(4割弱)が上位にあげられている。
- ・今後、充実してほしい社協の活動や支援について「福祉サービスに関する情報提供」 が5割強となっている。

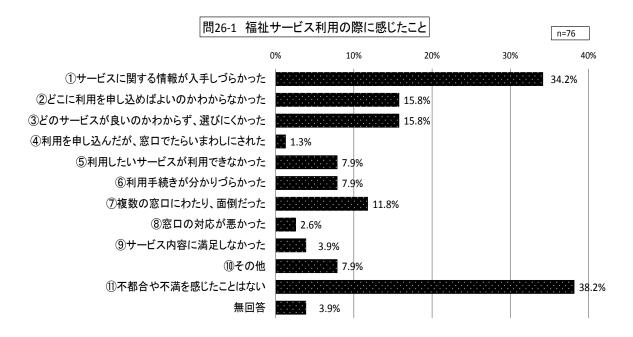


#### 7)福祉サービスについて

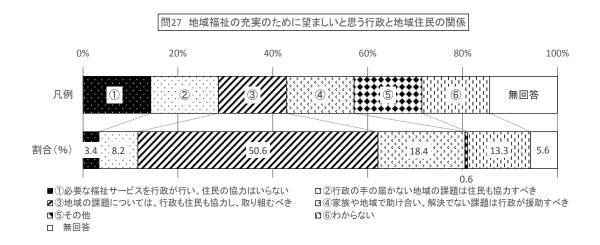
- ・希望する福祉や保健に関する情報の入手方法をみると、「村の広報誌」が7割以上で最も高く、以下、「社協の広報誌」及び「村のホームページ」(2割強)と続いている。
- ・福祉に関して得たい情報をみると、「福祉サービスの種類・内容」が約6割で最も 高く、「福祉サービスの利用方法」(約4割)、「福祉サービスの利用に係る費用」(3 割強)が上位に挙げられている。



- ・回答者やその家族で福祉サービスを利用している人は2割強となっており、その方たちの福祉サービス利用の際に感じたことについてみると、「サービスに関する情報が入手しづらかった」(3割強)や「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」及び「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」(それぞれ2割弱)となっており、不満や不都合を感じた回答が多かった。
- ・また、福祉サービスを利用したことがない理由として「サービスの内容や利用の仕方がわからない」とする回答が約2割みられ、情報を得られなかったことでサービスにつながらなかったと思われるケースもみられた。

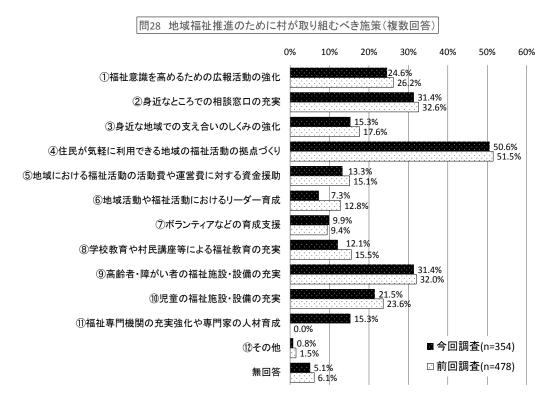


・地域における福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係についてみると、「地域の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が約5割で最も多く、以下、「④家族や地域で助け合い、解決できない地域の課題についてのみ行政が援助すべきである」(2割弱)と続いている。『協力すべき』(2+3+④)でみると8割弱となるため、福祉を充実させるためには、行政と住民の協力は必要であると考えられている。



・今後、地域福祉を推進するために、村が優先的に取り組むべきだと思う地域福祉の 施策についてみると、「住民が気軽に利用できる福祉活動の拠点づくり」が約5割 で最も多く、以下、「身近な相談窓口の充実」「高齢者・障がい者の福祉施設等の充 実」が3割強と続いている。

前回調査と比較すると、大きな差異のない結果となっている。



#### (2) 渡口自治会自主防災会でのワークショップの実施状況

#### 1) ワークショップの目的

ワークショップでは、災害時要援護者避難支援体制づくりを通した地域支え合い活動 に焦点をあて、社会福祉協議会が村から受託している災害時要援護者避難支援事業から 課題等を整理するとともに、課題解決のための具体的な方策(見守り体制の充実、支援 者の確保・育成)等を引き出していくことを目指すために行った。

開催地域については、平成 27 年度に設立した渡口自治会自主防災会を選定し、実施 した。

#### 2) ワークショップの実施内容

開催日時/場所		参加	内容
		人数	
第1回	平成 28 年		○オリエンテーション
	11月22日(火)	10 J	○自主防災活動を通して感じた渡口地域の良さ
	渡口公民館	13 人	や問題点、これまでの防災活動を通して感じ
			た課題の意見出し
第2回	平成 28 年		○災害時要援護者の潜在ニーズの発掘と登録促
	12月20日(火)	13 人	進に向けた方策の検討
	渡口公民館		
第3回	平成 29 年		○個人情報の取り扱いに関する説明
	1月17日(火)	10 Å	○要援護者マップを活用した課題や対策の検討
	渡口公民館	10 人	○要援護者との日頃の接点づくりと接点を持っ
			た後の対応方法等の検討

#### 3) ワークショップのまとめ

#### 【第1回】

#### ①日頃の自主防災活動を通して感じている渡口地域の良さや問題点

良さ(強み)	問題点(弱み)
○自主防災会のリーダーが中心となって	○高齢者の世帯が多い。
積極的に活動を展開している。その中	○防災訓練や地域行事に若者の参加が少
には消防署の OB もいる。	ない。
○自主防災会の役員は幅広い年代で構成	○国道、県道により地域が分かれており、
され、若い人も多い。	高齢者が気軽に公民館に足を運べな
○自主防災会の設置や防災訓練を通し	٧١ <sub>°</sub>
て、防災に対する意識が高まった。	○高台の地域は自治会の加入者も少な
○渡口地区に長年住んでいる方が多いこ	く、防災訓練への参加者もいないこと
とから顔見知りも多く、隣近所で声を	からコミュニケーションのとり方の工
かけやすい。	夫が必要。
	○災害時要援護者の登録が進んでいな
	い。
	○要援護者が災害発生時の支援を依頼す
	るのは気を使うと思う。

#### ②これまでの防災訓練を通して感じた課題

#### 〇要援護者の支援について

- ・要援護者が避難訓練への参加が少ないので、参加しやすい仕組みづくりが必要。
- ・急坂のある地域に住んでいる要援護者には、車椅子の準備や支援者の人数が必要な 対象者がいる。
- ・支援者が少ないので、支援者を把握・確保する必要がある。
- ・災害の種類別の避難場所を明確にする必要がある。
- ・要援護者の個別計画を作成し避難経路と避難場所を明確にする必要がある。

#### ○災害発生時の対応について

- ・自主防災会の自分の係以外の係の担当内容がわからないので確認が必要。
- ・避難時に公民館を開ける人や各機材の準備係を細かく決めておく必要がある。
- ・日中の支援体制の充実に向けて近隣の企業も訓練に参加してほしい。
- ・自主防災会役員以外の若い人の防災訓練の参加が少ないことから、若い人への訓練 への参加を促す必要がある。

#### ○避難通路等について

- ・国道と県道に分かれており、移動に苦労する要援護者もいる。
- ・車の通行量が多く防災行政無線が聞こえにくい地域があった。また、防災訓練時に 一部の防災無線が故障して使用できなかった。
- ・避難通路になっている所で、倒壊しそうな壁があったので対策が必要。

等

#### 【第2回】

#### ①災害時要援護者の登録についての意見

#### 〇要援護者の発掘について

- ・役場や社会福祉協議会等との情報交換が必要。
- ・隣近所から要援護者に関する情報を得る。
- ・民生委員が月に1回、公民館で相談窓口を開所したらどうか。
- ・要援護者は手挙げ方式が望ましい。
- ・村の広報誌や自主防災会だより(仮称)等を発行し、要援護者の登録に関することや自 主防災会活動について住民に周知していくことが必要。

#### 〇自治会加入率の低い地域での発掘方法について

- ・地域の行事等に参加を促し、人間関係をつくっていく必要がある。
- ・自治会活動について、チラシ等を配布し周知していく必要がある。
- ・自治会に加入していない世帯でも広報誌等で要援護者の登録への呼びかけを行う。
- ・民生委員、社会福祉協議会、役場の担当で連携して家庭訪問を行う。
- 5班は自治会加入者が少なく行事にも参加しない。また、高台の地域であることから、 災害の意識が低いのではないか。

#### 〇名簿の管理・更新の方法について

- ・緊急を要する事項が発生した時点で動くのは地域の方であることから名簿は地元で管理してはどうか。
- ・民生委員、社協が協力すれば、自主防災会を中心にして管理ができるのではないか。(名 簿は倉庫に保管)
- ・役場若しくは社協で保管し、年1回社協と自主防災会役員で更新。
- ・管理、保管の前にどのように名簿を運用するのか議論する必要がある。

#### ②災害時要援護者への働きかけの方法についての意見

- ・加入者本人、知人、友人、家族を交えて話し合う機会をつくる。
- ・役場や自主防災会で定期的に加入チラシを配布する。

#### ③登録に同意しない災害時要援護者への対応についての意見

#### 〇同意しない要援護者への働きかけ

- ・対象者に対して、支援時に必要とする自助具(車イス)等の必要性を確認する。
- ・どんな問題があって同意しないのかを確認する必要がある。
- ・親族や社協が一緒になって本人が同意するよう、働きかけをする。
- ・社協による救急医療キットの配布を通して、接点の機会を増やす。
- ・自治会に加入していない方もいるので定期的に役場広報誌で登録を促す。
- ・継続的に本人に働きかけを行う。

#### 〇災害発生時の未登録者への支援

- ・同意しない要援護者の一覧を作成し、災害時の対応支援に供える必要がある。
- ・同意しない本人が心を開いて話が出来る方がいるのかを確認する必要がある。
- ・支援を希望している方だけを支援すれば良いのではないか。同意は何のためのものなのか。

# 【第3回】

# (その1) 自主防災会の要援護者マップを活用した要援護者別の課題と対策

氏名	避難誘導時の課題	課題解決に向けた対策
①さん	<ul><li>・歩行時にバランスを崩しやすい</li><li>・普段からトイレで倒れることがある</li><li>・自分の意思を伝えることが苦手</li></ul>	・車椅子が必要・近所に自主防災会役員が住んでいる
②さん	<ul><li>・リウマチのため歩行スピードが遅い</li><li>・階段などでの上下の移動が困難</li><li>・シニアカーが故障中</li></ul>	・車椅子が必要・近所に自主防災会役員が住んでいる
③さん	<ul> <li>・車イスを使用。</li> <li>・日中は一人(2年前の時点)</li> <li>・住宅は坂の上にあるので、避難の際には支援が必要(ただし、海抜は15m程度ある)</li> <li>・5班地域になるが、班全体とのつながりが希薄な状況</li> </ul>	・娘と二人暮らし。 ・本人の意思疎通は可能。 ・週1回、社協の紙粘土教室に参加しており、社協とのつながりはある
<ul><li>④</li><li>さん</li></ul>	・夫と息子の3人暮らし ・脳卒中になり車椅子を使用しているが、 それ以外の心身状態は把握していない ・川のそばに住んでおり海抜が低い	<ul><li>・デイサービスを利用していることから外部との接点はある</li><li>・夫が自治会活動に関わっており、地域との接点もつながっている</li></ul>
⑤さん	・血圧が高く、救急車で何度か搬送さ れたことがある	<ul><li>・近所との付き合いは積極的である。</li><li>・歩行については問題なし</li><li>・近所に自主防災会の役員が多く住んでおりつながっている</li></ul>
©さん	・1人での歩行が困難 ・日中は娘がいるが、夜は1人かもしれない ・近所でも緊急時に介助できる人が少ない 【確認】 ・車椅子があるか ・就寝後は一人かどうか	・日中、一緒にいることが多い娘さんに避難ルートを伝えておく ・夜間に避難が必要な時には区長が確認しに行く ・避難時には公民館の車椅子を利用する ・道向かいのAさんに手伝いをお願いする ・日中は、弁当屋かチキン屋の方に介助をお願いしておく
⑦さん		ため、対象外
<ul><li>®さん</li><li>9さん</li></ul>	<ul><li>・ゆっくり歩くことはできる</li><li>・一人暮らし</li></ul>	<ul><li>・隣のBさんにお手伝いをお願いする</li><li>・隣のCさんやDさんが、避難が必要</li></ul>
⑩さん	・昼夜一人でいることが多い	なときに声かけをする ・災害発生時には E さんが手伝いに行 く
⑪さん	・ゆっくり歩くことはできる	・自主防災会のFさんが声かけをする

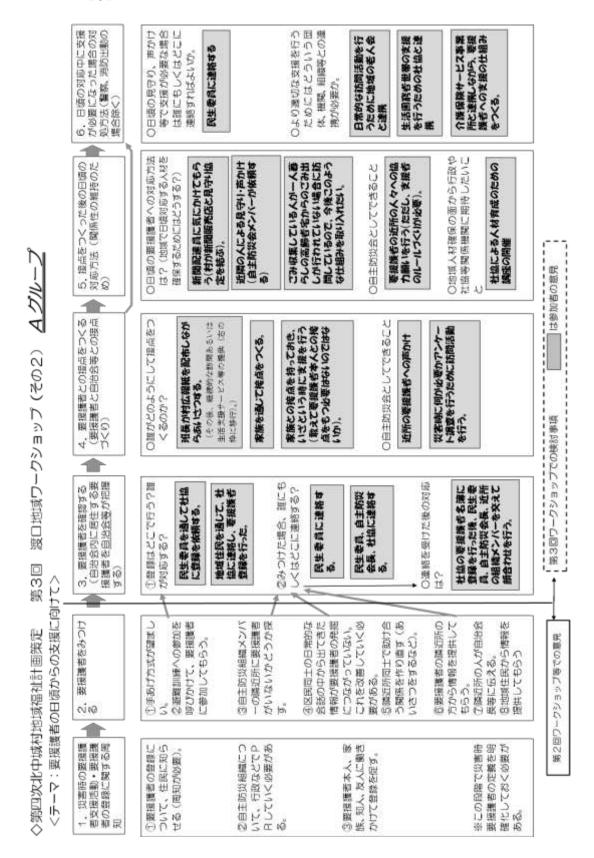


【要援護者マップ】

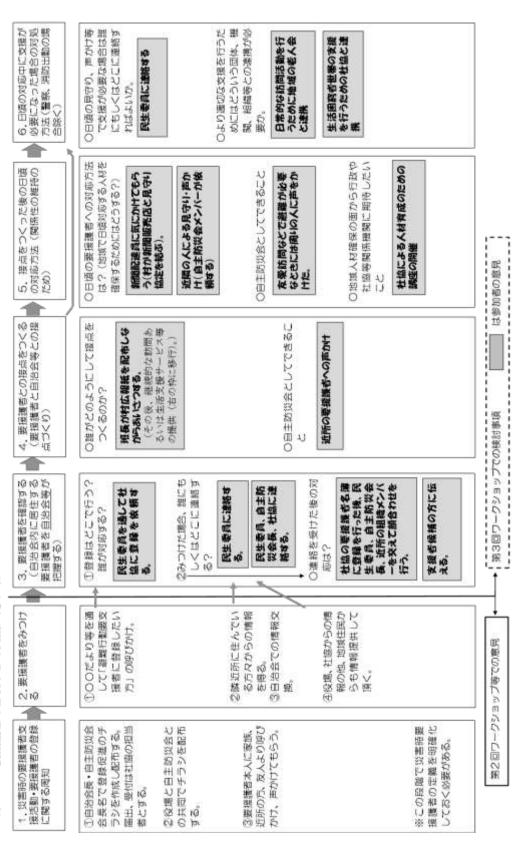


【グループ発表の様子】

# (その2)要援護者との日頃の接点づくりと接点を持った後の対応方法等についての意見



# 渡口 対域 ロークショップ (その2) Bグループ 親3回 (テーマ:要援護者の日頃からの支援に向けて) ◇第四次北中城村地域福祉計画策定



## 3. 関係団体への意向調査

#### (1) 自治会長会アンケート

第四次北中城村地域福祉計画の策定に向けて、村内の自治会活動についての現状や課題を把握するために、村内 14 の自治会長にアンケート調査を依頼したところ、すべての自治会より回答をいただいた。

質問1 1)組織体制はどのようになっていますか。

	①役員権	<b></b> 構成	②評議員(審議員等)		③班体制
No.	会長·副会長 ·会計(人)	その他役員 (人)	評議員等 はいる (人数)	評議員等はいない	班長 (人数)
1	2	7	10		7
2	4	0	13		5
3	2	4	14		5
4	2	25		0	10
5	4	8		0	6
6	3	16			2
7	1	19		0	5
8	5	18		0	7
9	3	2			6
10	2	17		0	6
11	2	1	18		20
12	2	1	11		12
13	2	4	9		3
14	2	17		無回答	5

#### 【①役員構成「その他役員」の主な役職名の内容】

書記、班長、理事、監事、各種団体会長・副会長等

#### 1) ②-1 評議員等がいる場合、評議員等は自治会役員ですか。

#### ②-1 評議員等の自治会役員の有無

	件数	割合(%)
1. 自治会役員	3	42.9
2. 自治会役員でない	1	14.3
3. 自治会役員の人もいれば役員でない人もいる	1	14.3
無回答	2	28.6
合 計	7	100.0

#### 1) ③-1 班長がいる場合、班長は自治会役員ですか。

#### ③-1 班長の自治会役員の有無

	件数	割合(%)
1. 自治会役員	2	14.3
2. 自治会役員でない	9	64.3
3. 自治会役員の人もいれば役員でない人もいる	3	21.4
合 計	14	100.0

#### 2) 自治会の役員の担い手の現状について、**あてはまるものすべてに〇印**をつけてください。

#### 2) 自治会役員の担い手の現状

N=14(複数回答)

	件数	割合(%)
1. 今のところ、引き受けてくれる適任者がいる	7	50.0
2. 引き受けてくれる方がなかなかいないため、同じ人が役員を続けている	5	35.7
3. 役職の一部に引き受けてくれる方がいない状況にある(役職名: )	3	21.4
4. 若い世代の担い手がいない	6	42.9
5. 女性の担い手がいない	2	14.3
6. 役員になりたくないという方が増えている	5	35.7
7. 役員の高齢化が進み、今後の自治会活動に影響が考えられる	4	28.6
8. その他	0	0.0
9. 特にない	1	7.1

【「3 役職の一部に引き受けてくれる方がいない状況にある」の役職名と自治会数】

自治会長:1自治会 班長:1自治会

#### 3) 会長に就任されて何年になりますか。

#### 3)会長職の通算年数

	件数	割合(%)
1. 1年未満	1	7.1
2. 1年以上4年未満	3	21.4
3. 4年以上8年未満	5	35.7
4. 8年以上12年未満	2	14.3
5. 12年以上	3	21.4
合 計	14	100.0

4) 会長が兼務している他の組織、団体の役員や活動がありますか。 (例 社会福祉協議会役員、民生委員児童委員、友愛訪問員、自主防災会 など)

#### 4)会長が兼務している他の組織、団体の役員や活動 N=14(複数回答)

	件数	割合(%)
1. 社会福祉協議会評議員	12	85.7
2. 防犯•交通関係	6	42.9
3. 医療・福祉法人関係	4	28.6
4. 農業関係役員	4	28.6
5. 自主防災組織	2	14.3
6. 老人クラブ役員	2	14.3
7. 学校関係	2	14.3
8. その他	6	42.9
無回答	1	7.1

5) 貴自治会の組織体制で課題となっていることがあれば、お書きください。

#### 【自由意見】

- ・各団体とも役員のなり手をさがすのに苦労している。
- ・自主防災組織の立ち上げ。
- ・各団体(子供育成会、婦人会、体協等)役員のなり手がいない。
- ・自治会活動に20、30代の協力者が少ない。
- ・自治会行事への参加については、子ども会は小学生が 10 人程度、中学生はほとんど参加しない状況であることから、子どもとその保護者の協力を促したい。
- 婦人会の設立。
- ・老人クラブと青年会が無いこと。

#### 質問2 自治会の活動状況について、お聞きします。

1) 貴自治会では現在取り組んでいる行事や活動はどれですか。(あてはまるものすべてに〇印)

問2 1)	自治会で現在取り組んでいる行事や活動	N=14(複数回答)
-------	--------------------	------------

HE IT BUSINESS OF THE TOTAL TO		
	件数	割合(%)
1. 運動会	1	7.1
2. お祭り	11	78.6
3. 敬老会	7	50.0
4. 老人クラブ活動	10	71.4
5. 婦人会活動	6	42.9
6. 子ども会活動	13	92.9
7. 青年会活動	9	64.3
8. スポーツ・レク活動	5	35.7
9. 環境美化活動	14	100.0
10.福祉活動	2	14.3
11.自治会の親睦会	9	64.3
12.防犯活動(子供の安全を見守る活動等)	2	14.3
13.趣味(サークル)活動	8	57.1
14.一人暮らしの高齢者や障害者等の見守り活動	3	21.4
15.生き生きふれあいサロン・お茶のみサロン	14	100.0
16.友愛訪問活動	5	35.7
17.その他	6	42.9
18.特に行っていない	0	0.0

#### 【17. その他の内容】

- ・新年会、スポーツ大会(グラウンドゴルフ)
- ・ムーンライトコンサート、スージグヮー週末美術館毎年開催
- 壮年会活動
- 慰霊祭 御願
- ・新春グラウンドゴルフ、新年会

#### 2) 貴自治会の行事や活動に対し、住民の協力は積極的ですか。(〇印は1つ)

問2 2) 自治会の行事や活動における住民協力の状況

	件数	割合(%)
1. 積極的である	4	28.6
2. 比較的積極的である	6	42.9
3. あまり積極的ではない	4	28.6
4. 積極的ではない	0	0.0
計	14	100.0

#### 3) 貴自治会の行事や活動に対し、住民の参加状況はどうですか。(〇印は1つ)

#### 問2 3) 自治会の行事や活動への住民参加の状況

	件数	割合(%)
1. 年々増えている	3	21.4
2. 年々減っている	4	28.6
3. あまり変わらない	7	50.0
計	14	100

4) アパートやマンション等の整備が進み地域外からの転入者の増加等により、自治会の加入率が低下している地域もみられます。自治会への加入促進に向け、貴自治会ではどの様な取組みを行っていますか。(あてはまるものすべてに〇日)

問2 4) 自治会員の加入促進に向けた取り組み

N=14(複数同答)

	11 17	
	件数	割合(%)
1. 転入のあった世帯を訪問	6	42.9
2. 自治会活動等のPR	6	42.9
3. 自治会での困りごと相談窓口の設置	0	0.0
4. その他	6	42.9
5. 特に行っていない	4	28.6

#### 【2. 自治会活動等の PR の内容】

- ・「自治会だより」の配布やブログを発信、行事のお知らせを貼っている。
- ・新築一戸建ての転入世帯のみ訪問している。
- ・転入者の家庭訪問時に自治会や各団体の活動などを説明し、加入をお願いしている。 「3. 自治会での困りごと相談窓口」は、設置はしていないが、公民館に相談へ訪れる方が多い。
- ・「自治会だより」を毎月発行し、配達している

#### 【4. その他の内容】

- ・転入者から申し込みがある場合は話を聞いて加入させる。
- ・4月に入学祝いを行うので、小1、中1、高校合格者の自宅を訪問し、自治会員の良 さを PR している。
- ・アパート世帯へ子供育成会への勧誘をしている。
- ・自治会活動や自治会加入案内のチラシを配布して参加を呼びかけている。

5) 貴自治会の行事や活動の中で、一人暮らしの高齢者への対応、高齢者世帯への対応、 世代間交流・幼児や子供たちへの対応、障がい者や子育て世帯への対応等について、 貴自治会が独自に行っている行事、活動があればお書きください。

また、他の自治会の参考事例などを見て、今後、貴自治会でも取り組みたいと検討 している行事、活動があればお書きください。

#### ①貴自治会がすでに独自で行っている行事、活動

行事・活動名	対象者や内容
老人クラブのゲートボー ルとグラウンドゴルフ	老人クラブの方々が毎週月曜日と金曜日の午後4時から午後7時までゲートボールをしている。また、第一日曜日にはグラウンドゴルフを行っている。
世代間交流。敬老会。	班(4班)ごとに敬老会等を行い、対象者に商品券等を進呈している。
毎月1回美化作業 グラウンドゴルフ大会 夏祭り、避難訓練 じゃがいも堀り、カレー会	自治会、子ども会、生き生きふれあい会
生き生きふれあい会 文化交流 友愛訪問	老人クラブ 県立芸大との交流(老人クラブ、子供会) 松山市との交流(近年は松山市が来県してくれている。約2日間) 民生委員を中心に友愛訪問員がひとり暮らし家庭を定期訪問
ムーチー作り ひな人形作り、子供綱引き	子ども会から寿会(老人会)、区民全員に参加の呼びかけを 行っている。
生き生きふれあい会	80 歳以上の高齢者
米寿、かじまや一祝い、 グランドゴルフ大会、 エイサーまつり ソフトボール大会 避難訓練	全自治会員対象(61歳、73歳、88歳、97歳の方の祝い)、自治会員 は客として全自治会員対象(幼稚園生〜全自治会員) 子どもエイサー、青年会エイサー、各団体でのサポート 同級生、もあい仲間、子ども会、青年会、父母会、老人クラ ブなど全自治会員。
お茶飲みサロン	80 歳以上の高齢者、80 歳以下でも障がいのある方を対象に、毎月4回(第1~第4火曜日)実施している。 ボランティアの方の高齢化に伴い、今後の運営に課題がある。

#### ②今後、貴自治会で取り組みたいと検討している行事、活動

行事・活動名	対象者や内容
屋宜原区 100 周 年に向けての 取り組み	現在、100周年に向けて字誌の編集委員会を立ち上げ取り組んでいるところである。また、屋宜原区は国頭村の奥区からこれまで3回のたすきリレーを行っている。100周年には子供から大人まで区民の団結力で4回目のたすきリレーを成し遂げたいと考えているところである。
高齢者の見守り	一人暮らしの高齢者の見守り(民生委員が行っている)
餅つき大会	自治会、子ども会、ふれあい会
防災訓練	全世帯
学事奨励金 スポーツ大会	壮年会を中心に区民全員
自主防災会設立	地震、津波時に全自治会員が無事避難できるよう訓練する。今までに 2回の訓練を行っている。

質問3 地域のコミュニケーションを促進するために、自治会の取組みが必要な行事、活動はどれですか。(あてはまるものすべてにOEI)

_問3 自治会の取り組みに必要な行事や活動	N=14(	<u>複数回答)</u>
	件数	割合(%)
1. 運動会	2	14.3
2. お祭り	9	64.3
3. 敬老会	6	42.9
4. 老人クラブ活動	12	85.7
5. 婦人会活動	8	57.1
6. 子ども会活動	12	85.7
7. 青年会活動	12	85.7
8. スポーツ・レク活動	8	57.1
9. 環境美化活動	9	64.3
10.福祉活動	6	42.9
11.自治会の親睦会	12	85.7
12.防犯活動(子供の安全を見守る活動等)	5	35.7
13.趣味(サークル)活動	7	50.0
14.一人暮らしの高齢者や障害者等の見守り活動	6	42.9
15.生き生きふれあいサロン・お茶のみサロン	11	78.6
16.友愛訪問活動	6	42.9
17.その他	3	21.4
18.特に行っていない	0	0.0

#### 【17. その他の内容】

- ・葬儀の手伝いは班ごとに行う
- 壮年会活動
- ・自主防災組織の結成、活動

#### (2)地域包括支援センター

質問1 地域のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯では、地域で生活を維持・継続していく上で、特にどのようなことが課題であると思いますか。(どのようなことに困っていらっしゃると思いますか。)

- ・自治会の活動に参加したくても送迎がネックになっている。
- ・困ったことがあった時に相談できる機関があることを知らない。
- ・受診や買い物に行くことに負担がある。
- ・子どもたちに頼れない(仕事があり、お願いできない)
- ・仕事と家庭の行き来で自治会や地域と交流を持ったことがなく地域とのつながりがない。
- ・隣近所に助けを求めることができない。
- ・外出機会の減った高齢者(身体機能・認知機能の低下)への支援が遅れ、早期に要介 護状態に低下してしまう現状がある。

(早めに情報が挙がる体制が求められる)

(公的支援や介護保険サービスだけではない、地域の見守り・声掛けが必要)

・年金等収入だけでは医療費や介護費の捻出が難しい世帯の支援が困難事例として挙がる傾向にある。

- 質問2 地域包括支援センターからみて(客観的にみて)、高齢者の地域での支え合いの現 状と課題についてお聞かせください。
  - ・地域によって差はあるが、それぞれの生活で手一杯であり他者を気にしている余裕がない。
  - ・隣近所の付き合いはあるものの、家庭の内情までは詳しく知らないことが多い。
  - ・隣近所で困っている様子は分かっているが、相談機関につなぐまではいかない。
  - ・ごみ出しや食事の差し入れ等、隣近所での付き合いはあるが、問題だという認識がない。
  - ・包括が関わる一部の方々の状況しか見えておらず、全体としては、地域の支え合い体制づくりにもっと取り組まなくてはいけないと考える。
- 質問2-1 地域の支え合い活動などに、どのように関わっていらっしゃいますか。その 現状と課題をお答えください。

#### 〇現状

- ・現在は個別のケース毎に対応している。(例:在宅の認知症の方の見守りや支援等を地域の方と連携する等)個別事例ごとの対応が中心となり、自治会単位など支え合いの体制(組織)づくりは、これからである。
- ・必要なケースには、介護予防事業サポーター(有償ボランティア)による生活支援を行ってきた。総合事業に関連する生活支援体制の構築にむけた取り組みはあまり進んでいない 状況にある。

#### 〇課題

- ・地域包括のケースは、認知症等のいわゆる困難ケースに対する支援で関わることが多いが、 個人情報の取り扱いやこれまでの近所づき合い (トラブル)等との兼ね合いから、慎重な 対応を求められるケースが多い。
- 質問3 地域包括ケアシステムの構築にむけ、現在どのような取り組みをされていますか。 その取り組みの中で何が課題と考えていますか。主な課題をお答えください。

#### 〇取り組み

・ヘルパー等の専門資格を有しない有償サポーターを養成し、認知症等在宅生活を支える取り組みを行っている。

#### ○課題

- ・無償ボランティアに依頼できる範囲と、有償ボランティアの住み分け。
- ・住民が主体的に地域の支え合い体制の必要性を認識し、取り組めるような仕掛けが重要であるが、住民を動かす仕掛けのスキルに乏しい。
- ・在宅医療・介護連携の構築や認知症高齢者への支援体制の整備を行う必要があり、今後は 生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の配置を進め、地域の支え合い体制の 構築に取り組む予定である。
- 質問3-1 地域包括ケアシステムの構築にあたり、①医療、②介護、③介護予防、生活支援、④住まいで、北中城村で特に強化するべきものは何だと思われますか。そしてどのようなところでしょうか。①~④以外にも強化が必要な部分はありますか。

#### 〇医療

- ・近隣医療と連携し、独居や高齢世帯、単身世帯で支援が必要な世帯の情報共有
- ・地域包括に上がったケースの主治医への連携ツール、相談の流れを確立する。
- ・ケースの複数医療機関受診の情報の共有。
- ・認知症ケース相談の流れ、ツールを各医療機関と構築する。

#### 〇介護予防

- 生活支援
- ・健康保険課との連携、民生委員や地域の有権者との意見交換会など開催の仕組みづくり。
- ・村、村外のNPO法人との連携のしくみづくり、
- ・村近隣の商業施設、コンビニエンスストア、銀行、郵便局、農業などとの意見交換会
- ・困った事例の情報収集。

#### ○生活支援

・公共交通機関がバス、タクシーが主であり、他の移動手段がないので生活に必要な主要機関へのバスの運行などの検討が必要。

質問4 業務等を通して、地域の組織・団体等との関わりはありますか。すべてに〇をつけてください。さらにそれぞれの組織等とはどのような関わりですか。具体的にお答えください。

組織名	どのような関わりですか内容を具体的にお書きください
自治会	ケースの情報収集
民生委員・児童委員	ケースの情報収集
社協	社会福祉協議会事業の利用や相談

- 質問5 災害時に、支援が必要な高齢者の避難支援が的確に行われるには、地域でどのような取り組みが必要だと思いますか。また、地域での支援者を確保するためには どのような取り組みが必要だと思いますか。
  - 支援が必要な高齢者の把握
  - ・地域の災害時に対する意識調査及び自治会での定期的意見交換会(災害時の備えについてなど)
  - ・支援者の確保については、防災についての勉強会を開催し、自主防災から隣近所支援 についてできることを学ぶ
  - ・介護保険を利用している住民については、ケアマネージャー等の連携も必要になると 思われる。
  - ・支援者の確保については、住民力の向上が求められる。 災害支援だけに限らず、普段の見守りや生活支援体制を整備していく必要性を住民自らが自覚し行動する必要がある。 行政は、その仕掛けとなる取り組み(シンポジウム・勉強会等)を実施していかなければならない。
- 質問6 貴事業所への相談や支援について、主なルート(流れ)はどこからですか。また、声をあげられない当事者や家族等の支援ニーズの掘り起しに必要なことはありますか。
  - ・医療機関、民生委員、保護課、介護予防事業担当者
  - ・地域住民に密着する期間や人材との交流、自治会への参加でいつでもコミュニケーションが取れる関係づくり。
- 質問7 北中城村地域福祉計画へ期待すること、提案したいことなどがありましたら、お 聞かせください。
  - ・地域づくりは、介護保険だけでなく災害対策や横断的に取り組む必要がある。その調 和が図れるような計画となって欲しい。

#### (3) 民生委員児童委員協議会

質問1 民生委員児童委員については、近年、欠員がみられる状況も見受けられますが、 どういった要因により民生委員児童委員になる方が少なくなっているとお考え ですか。また、定員の確保に向けて、どの様な取組みが必要と考えますか。

#### <欠員が発生する要因>

- ・仕事が多いと思われている。(時間の束縛)
- ・ 責任が重い。(相談内容によって気が重くなる)
- ・委員を引き受けたら、退任しづらい(自分の時間が制限される)
- < 定数確保に向け、どの様な事に取り組むべきか>
- ・自治会長の協力が大である。
- ・民生委員の PR
- ・地域ボランティアの確保(子育てサロン、生き生きふれあい会、お茶のみサロン)
- 質問2 地域のひとり暮らしの高齢者や、高齢者夫婦など高齢者のみで暮らしている皆 さんは、日頃どのようなことに困ったり、悩んだりしていると思いますか。
- 外出
- 対人関係
- ・社会との遮断、孤独感(つながりがない)
- ・若いころ地域活動に参加していないため、地域に入っていけない
- 質問3-1 地域の子どもたちやその家族の様子をみていて、どのようなことが問題や課 題であると思いますか。
- ・子どもの居場所の存在
- ・友達関係
- ・学力(塾、習い事)
- ・放課後の活動(部活等)
- 質問3-2 母子家庭や父子家庭ではどのようなことが問題となっていると思いますか。
- 経済的
- 学力
- ・子どもの居場所(見守る人)
- 質問4 地域の障がいのある人(児)やその家族の様子をみていて、どのようなことが問 題や課題であると思いますか。
- 障がいであることを認識したくない。できない。
- 外出の難しさ

- ・地域の理解
- ・経済的・仕事(当事者や家族)
- 介護
- 質問5 生活困窮世帯の様子をみていて、どのようなことが問題や課題であると思いま すか。
- 経済的
- 社会とのつながりを求めない。
- ・仕事が定職しない

- 質問6 高齢者や障がい者等の支援が必要な住民の避難支援が的確に行われるには、ど のような取り組みが必要だと思いますか。
- ・支援を必要としている人達の把握が必要。・地域との協力体制。
- ・平時からの支援者の声掛け、見守り。
- 行政、社協等の連携。

- ・避難訓練の実施。
- 質問7 民生委員・児童委員の活動にあたり、活動地域の範囲、受け持ちの相談件数など について、日頃感じていることを教えてください。
- ・地域の範囲が広くて、地域の状況が把握しにくい。
- 質問8 地域(自治会等の範囲)で支援が必要な人に、地域住民が関わって、支えあって いく地域福祉活動を本村で根付かせていくためには、何を充実していく必要が ありますか。
- ・住民が、日頃から地域活動(子供会、青年会、婦人会、老人会等)を活発にする。
- ・地域の人達の関係性を強め、偏見な目をもたず、地域の絆を深めながら、横のつながり も充実する。

#### (4) 障がい者相談支援事業所(2事業所からの回答)

質問 1 主に支援している障がい者(児)の内容について

北中城村社会福祉協議会:身体、知的、精神

沖縄中央療護園:身体

- 質問2 地域の障がい者(児)やその家族の様子をみていて、地域で生活を維持・継続し ていく上で、特にどのようなことが課題であると思いますか。(どのようなこと に困っていらっしゃると思いますか。)
- ・福祉サービス、制度が難しく、どこに相談してよいのかわからない。また、地域の福祉 サービスの情報(サービスの種類や内容等)を知る機会が少ない。
- ・多くの家族より親亡きあとの生活について不安を抱えている。施設での生活はかわいそ うであり、できれば地域で生活が続けられるよう手助けしてほしいとの希望が多い。
- ・障がい、病状の否定、理解の乏しさから障がい者本人、家族共に支援を拒否する事があ り結果、家庭機能不全から健全な地域生活を営むことが困難になり病状も安定しない。
- ・家族が急な所要時に利用したい短期入所が不足している。
- ・児童の支援施設が少ない。
- ・相談が気軽に出来る事業所や窓口、サービスの利用方法がわからない。
- ・障がい者(児)の高齢化と共に、その両親、家族の高齢化による地域生活の困難さがあ る。(緊急な病院受診、食事や排泄のケア等が不十分ではないか。)

- 質問3 貴事業所からみて、障がい者(児)の地域での支え合いの現状と課題について お聞かせください。厳しい状況にあると思いますが、特に参考になる具体的な 好事例があれば、併せてご回答ください。
- ・障がい者本人だけでなく、家族にも支援が必要な世帯が多い。児童、障がい、高齢と幅 広い範囲で連携が必要となる。
- ・ 貧困世帯においてもフードバンクや貸付事業等を活用しているが、一時的な支援であ り、根本的な解決、支援の継続には至らない。継続的に支援できる支援策が課題。
- ・健常児であっても家族に障がい者がいるとの理由から学校でいじめにあう事例がある。
- ・精神障がい者について、周囲の障がい理解が進みづらく、障がい者本人、家族が地域で 孤立していることがある。
- ・障がい者と高齢者の母親 2 人暮らしであり、母親の緊急病院受診が何度かあったが、近 隣の方が病院まで送迎を行っており、母親の支えとなっている。
- ・障がい者家族によるイベントの参加。

# 質問3-1 貴事業所は地域の支え合い活動などに、どのように関わっていらっしゃいますか。その現状と課題をお答えください。

- ・民生委員や自治会長、福祉サービス事業所等から相談があった場合に連携して支援介入 をしている。事業所より積極的に地域に働きかけはできていない現状である。
- ・地域貢献事業や地域との関わりを目指しているが、理解や受け入れ窓口が無いため、ほ とんど支え合いができていない。
- ・施設として、日中の障がい者受け入れ(生活介護、短期入所、日中一時、入所支援)等、 緊急時受け入れ(虐待・災害等)
- ・地域の方のボランティア活動の受け入れ(布地カット)
- ・居宅/在宅サービス事業
- ・地区へのダンボールや古紙の提供
- ・障がい者雇用
- ・車両の無料貸し出し

質問4 業務等を通して、地域の組織・団体等との関わりはありますか。すべてに〇をつけてください。さらにそれぞれの組織等とはどのような関わりですか。具体的にお答えください。

組織名	どのような関わりですか内容を具体的にお書きください
民生委員・児童委員	・ひとり暮らしの障がい者の見守り活動で連携している。
自治会	・地域で気になる方や世帯等の情報提供、障がい者の見守り活動で連携している。 ・防災協力自治会 ・仲順自治会、喜舎場自治会(青年会エイサー出演協力) ・地域交流納涼祭への参加
自主防災会(渡口地 区、北中城団地)	・災害等、障がい者の受け入れ
民生委員•児童委員	・地域生活において見守りが必要な障がい者、世帯について、見守り活動や訪問活動を依頼している。 ・民生委員職員配置 ・施設見学や定例会等の情報提供
老人クラブ	・地域交流納涼祭への参加協力

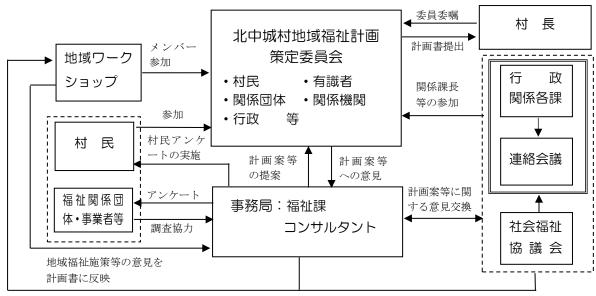
婦人会	・地域交流納涼祭、屋台及び余興等の協力依頼
ボランティア	・小中高生の体験実習受け入れ ・福祉専門学校、教育委員会より体験受け入れ
村社会福祉協議会	移動支援や家計支援、訪問支援への協力、支援連携を行っている。 ・沖縄中央福祉会 理事長(評議委員)として参加 ・赤十字等の募金協力 ・ふれあいクリーンアップ作戦への参加
その他	(組織名:行政 ) ・医療、保健、福祉、経済、権利擁護支援を連携して行っている。

質問5 災害時に、支援が必要な障がい者等の避難支援が的確に行われるには、地域で どのような取り組みが必要だと思いますか。また、地域での支援者を確保する ためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。

- ・各地区でも障がい者避難支援を含む定期的な避難訓練を行うと共に福祉用具、機器の使用方法についても支援者も練習しておくことが必要。
- ・要支援者は日頃から災害への備えをしておくと共に自分でもできる事(ドアを開けておく、屋外に出て助けを呼ぶ等)の確認と訓練をしていく。
- ・地域の民生委員、自主防災組織、自治会等の支援者と要避難支援者の基本情報を共有 し、一緒に訪問する等日頃から顔の見える関係作りを行っておく。
- ・障がい者支援に関する講演会の実施等地域における障がい理解の普及啓発を行っていく。
- ・災害時対策委員会の立ち上げ
- ・受け入れ施設の明確化
- ・地域で受け入れ先を表示
- 質問6 貴事業所への相談や支援について、主なルート(流れ)はどこからですか。また、声をあげられない当事者や家族等の支援ニーズの掘り起しに必要なことはありますか。
- ・行政、家族からの相談が多い。地域の自治会長、民生委員からの相談も時々ある。
- ・関係機関で気になる方、世帯について情報共有の場を設けると共に家庭訪問、面談、見守り活動を継続していく。
- ・声をあげられないニーズの掘り起こしとしては、地域の民生委員の力が重要だと思う。 以前は民生委員からの情報も多々あったが、現在は個人情報等の関係でほとんど情報 が得られない。
- ・村役場・特別支援学校・相談支援事業所
- 質問7 北中城村地域福祉計画へ期待すること、提案したいことなどがありましたら、 お聞かせください。
- ・地域に住むすべての人が安心して生活できるよう地域づくりを推進していける具体的 な計画になることを期待する。
- ・専門職の増員並びに地域における人材育成、支援者のバックアップ体制の整備、誰もが 積極的に支援に関われる機会の設定を提案する。
- ・全国で災害が起きている中、地域で生活を営む障がい者や高齢者が、いざという時に備 えがあり、安心できるような具体的なプラン作成
- ・社会資源を活用しての地域福祉計画の充実化

### 4. 第四次地域福祉計画策定の体制

#### (1)計画の策定体制



ワークショップ運営支援

#### (2) 北中城村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成2年5月1日訓令第2号)

**改正** 平成 8 年 1 月 29 日要綱第 1 号 平成 17 年 4 月 1 日訓令第 10 号

(趣旨)

第 1 条 北中城村新総合計画に基づき「平和で活力ある田園文化村」の実現に向けて、多様化する村民福祉のニーズに対応し、計画的、効率的な福祉行政を推進していくため北中城村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関する事項を定める。

(任務)

- 第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、村長に具申するものとする。
  - (1) 北中城村地域福祉計画の策定
  - (2) その他北中城村社会福祉向上に関する必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、村長が委嘱又は任命する。
  - (1) 社会福祉関係者

- (2) 地域団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 村職員

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 委員会に委員の互選により、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は会長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。 (委任)
- 第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、 会長が委員会にはかって定める。

附則

- 1 この訓令は、平成2年6月1日から施行する。
- 2 この委員会の発足当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成4 年3月31日までとする。

附 則(平成8年1月29日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年11月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日訓令第10号)

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

# (3) 北中城村地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	区 分
1	大城 盛次郎	村社会福祉協議会・会長	(1) 社会福祉
2	安里 信美	村民生委員児童委員協議会・会長 村子ども会育成会連絡協議会・会長	(1) 社会福祉 (2) 地域団体
3	仲田 美和子	村身体障害者協会・会長	(1) 社会福祉
4	石嶺 智子	村母子寡婦福祉会・会長	(1) 社会福祉
5	真名井 敦	特定医療法人アガペ会・地域医療包括センター・副センター長	(1) 社会福祉
6	我謝 那奈子	沖縄中央福祉会・スーパーバイザー、兼 相談支援事業所専門相談支援員	(1) 社会福祉
7	米須 末子	喜舎場保育所長 兼 村子育て支援センター長	(1) 社会福祉
8	比屋根 邦忠	村老人クラブ連合会・会長	(2) 地域団体
9	安里 茂信	村自治会長会・会長	(2) 地域団体
10	安里 績	渡口自治会自主防災会・会長	(2) 地域団体
11	上地 武昭	沖縄大学・人文学部教授	(3) 学識経験
12	奥間 かほる	健康保険課長	(4) 村職員
13	名幸 芳徳	生涯学習課長	(4) 村職員
14	仲本 正一	総務課長	(4)村職員

## (4) 北中城村地域福祉推進に係る連絡会議 委員名簿

		氏 名	所 属 ・ 職 名
1	石渡	一義	企画振興課長
2	仲本	正一	総務課長
3	奥間	かほる	健康保険課長
4	名幸	芳徳	生涯学習課長
5	棚原	昌也	企画振興課地域振興係長
6	比嘉	利彦	総務課総務係長
7	田里	淳子	健康保険課健康対策係長
8	玉栄	治	生涯学習課社会教育係長
9	仲村	静香	福祉課高齢福祉係長
10	徳峯	惣一郎	福祉課児童福祉係長
11	新里	八重子	北中城村社会福祉協議会 事務局長
12	久高	郁枝	北中城村社会福祉協議会 係長
13	松本	育雄	北中城村社会福祉協議会 係長

# (5) 第四次北中城村地域福祉計画の策定の経緯

	· 奶们20%用证时日00米定00桩件
年 月 日	内 容 等
平成 28 年	地域福祉に関する村民アンケート調査の実施
7月28日	・配布数 1,400 件中、有効回収数 354 件(有効回収率 25.3%)
~8月19日	
8月23日	施策点検ヒアリングの実施
~8月30日	・関係各課及び北中城村社会福祉協議会への個別ヒアリングの実施
11月22日	第1回渡口自治会自主防災会ワークショップ
	・オリエンテーション、渡口地域の問題点や課題等の意見出し 等
12月19日	第1回地域福祉推進に係る連絡会議(庁内委員会)
	・計画策定の概要、スケジュール等について
	・上位関連計画、村民アンケート調査結果の報告
	・第三次計画の点検結果と課題の整理
12月19日	第1回策定委員会
	・委嘱状の交付・計画策定の概要・スケジュール等について
	・上位関連計画、村民アンケート調査結果の報告
	・第三次計画の点検結果と課題の整理
12月20日	第2回渡口自治会自主防災会ワークショップ
	・災害時要援護者の潜在ニーズの発掘と登録促進に向けた方策の検討
1月17日	第3回渡口自治会自主防災会ワークショップ
	・要援護者マップを活用した課題や対策の検討 等
平成 28 年 12 月	福祉関係団体、事業者等へのアンケート調査
~平成29年1月	・自治会長会、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、障害
	者相談支援事業所(2事業所)で実施
平成 29 年	第2回地域福祉推進に係る連絡会議
1月23日	・第四次計画の枠組み・総論部分(主要課題・理念・圏域設定等)
	・各論の項目・内容の検討
1月31日	第2回策定委員会
	・自治会会長アンケート結果、ワークショップの実施結果報告
	・第四次計画の枠組み・総論部分(主要課題・理念・圏域設定等)
0. 0. 0. 0	・各論の項目・内容の検討
2月22日	第3回地域福祉推進に係る連絡会議
	・関係機関アンケート調査結果、ワークショップの実施結果報告
	・総論の追加部分(目標指標・重点施策等)の検討 ・各論の追加部分(項目・内容)の検討 等
3月6日	第3回策定委員会
370H	
	・関係機関アンケート調査結果の報告 ・総論の追加部分(目標指標・重点施策等)の検討
	・福舗の垣加部分(日保指保・単点旭泉等)の懐討 ・各論の項目・内容の検討 等
3月9日	パブリックコメントの実施
~3月21日	・福祉課窓口及び村ホームページで公開(村民からの意見0件)
- 3万 41 日	田田州心日及し口が、 クトム四(日八かりの尼元日日)

#### 5. 用語解説

か行

#### 権利擁護

・社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。社会福祉法では、権利擁護システムとして、福祉サービス利用援助事業、第三者委員、運営適正化委員会などを規定している。また、民法では成年後見制度や未成年後見制度がある。

#### 子育て支援センター

 ・平成12年厚生省(現厚生労働省)の通達「特別保育事業の実施について」の基づく地域 子育て支援センター事業を行う施設。主な事業は、育児不安などについての相談指導、子 育てサークルなどの育成・支援、特別保育事業等の積極的実施・普及促進、ベビーシッタ ーなどの地域保育資源の情報提供、家庭的保育を行う者への支援など。

#### コミュニティソーシャルワーク

・地域で暮らす人たちの生活課題に対する直接的な個別支援と、生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援を、チームアプローチによって統合的に展開していく援助。①ニーズ発見・アセスメント、②プランニング、③実施、④モニタリング、⑤評価、が基本的な展開プロセスの流れで、各段階において常に個別・家族支援と地域支援の両方を視野にいれ、個別の問題を地域の課題として普遍化しようとするアプローチが必要となる。

#### さ行

#### 自主防災組織

・地域における自主防災組織と事業所における自主防災組織がある。地域における自主防災 組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識のもとに、組織 的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、 給食給水等の自主的な防災活動を行うことを目的に組織されたものである。

#### 児童委員

・児童福祉法に基づき市町村の区域に、厚生労働大臣の委嘱により置かれ、民生委員と兼務 している。主な職務は、担当区域の児童・家庭等の実情把握、相談援護、関係機関への要 保護児童の連絡、住民からの通告の仲介、児童健全育成活動を行い、また、児童福祉司や 社会福祉主事の職務に協力し、児童や家庭の福祉増進に寄与することである。

#### 社会福祉協議会

・社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。通称は「社協」。住民に最も身近な市町村社会福祉協議会の場合、市町村を区域として組織され、それぞれ独立しながら都道府県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会と連携をとりつつ活動している。主な活動内容は、小地域福祉活動、総合的な相談事業、ボランティアセンターを拠点としたボランティア活動の推進など。

#### 社会福祉法

・社会福祉事業の全分野に共通する基本的事項を定めた法律。平成 12 年の基礎構造改革時に「社会福祉事業法」から名称変更された。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人及

び社会福祉協議会等社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

#### 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象に、困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援を行うものである。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなるおそれがある場合も支援対象となる。

#### 成年後見制度

•認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が低下した成人を法的に保護する制度。平成 12 年から施行された。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者(成年後見人、保佐人、補助人)を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人(任意後見人)を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。

#### た行

#### 男女共同参画

・男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と 能力を十分に発揮することができる社会。平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制 定された。

#### 地域包括支援センター

 平成 17 年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の 安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)、要支援及び要介護状態等になるおそれのある高齢者の 把握など。

#### 地域包括ケアシステム

• 高齢者だけでなく、子どもや障がい者も含めすべての世代の人が尊厳と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的に支援すると同時に、「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」が一体的に提供されるサービス提供体制の構築を目指した体制。

#### は行

#### 母子保健推進員

•昭和 43 年厚生省(現厚生労働省)の通知「市町村母子保健事業推進要綱」により始まる。 主な業務は、母性及び乳幼児の保健に関する問題の把握並びに各種の申請を行っていな いもの及び健康診査の未受診等の把握を行い、母子保健事業の対象者が必要な施策を受 けられるよう援助を行う。

#### 避難行動要支援者(災害時要援護者)

• 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など何らかの支援を必要とする要配慮者うち、 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、 その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

#### フードバンク事業

• 食品製造企業や農家、個人などから、まだ十分食べられるにも関わらずさまざまな理由で 廃棄される食品を引き取り、この食品を一時的に生活が困窮している人に提供する事業。

#### ボランティア

・個人の自由な意思によって、無報酬で社会活動を行う人をいう。ボランティア活動は、「自発・無償性」を原則としているが、学校教育の一環としてなど自発性に基づかない動機をもつボランティアや、定額の報酬を得る有償ボランティアもある。社会福祉協議会にあるボランティアセンターなどを活動の拠点とするボランティア団体の活動が盛んとなっている。

#### ま行

#### 民生委員

・民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれ、児童委員と兼務している。主な職務は、 住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会 福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所など関係行政機関の業務への協力など。

#### や行

#### 友愛訪問

• 19 世紀後半からイギリスやアメリカにおける慈善組織化運動が始まりとされ、今日、日本では、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦世帯などに対する孤立解消や安否確認を目的とした訪問活動が行われている。特に、社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動として取り組まれてきた。

#### 要保護児童対策地域協議会

・平成 16 年の児童福祉法改正により法定化された市町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会である。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童)の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワークである。なお、平成 20 年改正児童福祉法により、協議会の対象者として、特定妊婦や要支援児童及びその保護者も含まれることとなった。

#### 英字

#### NP0

• 民間非営利組織といわれるもので、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、 文化などの公益活動や市民活動を行う組織や団体をいう。そのうち特定非営利活動促進 法に基づく認証をうけた法人を「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。

#### SNS

・インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。

# 第四次北中城村地域福祉計画

平成 29 年 3月 発行

発行:北中城村役場 福祉課

**〒**901-2392

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地2

電話 (098) 935-2233



# 北中城村